

さん 燦

30周年
記念号

事務所報
SUN 第30号
2025年7月発行

OIKE LAW OFFICE

弁護士	野々山 宏	弁護士	坂田 均
弁護士	永井 弘二	弁護士	藤原 道子
弁護士	長野 浩三	弁護士	草地 邦晴
弁護士	小原 路絵	弁護士	茶木真理子
弁護士	上里美登利	弁護士	住田 浩史
弁護士	谷山 智光	弁護士	北村 幸裕
弁護士	増田 朋記	弁護士	志部淳之介
弁護士	若竹 宏諭	弁護士	森貞 涼介
弁護士	中川 雄矢	弁護士	岡田 圭太
弁護士	錦見 壽紘	相談役弁護士	長谷川 彰
客員弁護士	二本松利忠		事務局一同



暑中お見舞い申し上げます

御池総合法律事務所は
創設30年を迎えました

御池総合法律事務所は、平成7年(1995年)7月1日に井上・坂田法律事務所と河原町法律事務所との合併によって誕生しました。社会のフェアネスの実現と専門的かつ総合的な法的サービスの提供を目指し、日々取り組む中で、今年創設30年を迎えました。ひとえに、ご依頼者様はじめ関係各位のご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。

創設時6名であった弁護士は、現在は21名となりました。

2015年の燦では、20周年号として、事務所の軌跡とこれからの当事務所の目標をとりあげました。その後の10年で、その目標をどこまで達成できたかは、所属弁護士それぞれが自ら問い続けなければなりません。

20周年以降、創設時メンバーの井上博隆弁護士は弁護士登録を取り消し、長谷川彰弁護士は相談役弁護士として事件受任から離れました。当事務所にも世代交代の波が訪れ始めています。燦20周年号で、井上弁護士は、「『燦』第1号で、世阿弥の風姿花伝の「家として続いているだけでは道の家ではない。道を承継してこそ道の家である。」という現代語訳を紹介しました。次代の人達も「道」を模索し承継し続けていってくれるものと考えています。」と書いています。今後も「道」を模索し、承継し続けるべく、今年の燦は20周年以後の10年を振り返り、次の10年20年の目標をお伝えする特集としました。

引き続きのご支援をよろしく申し上げます。

御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階
TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012
URL <https://www.oike-law.gr.jp/>

2025/7
No.30

御池総合法律事務所

ここ10年の歩み

この10年で、当事務所の弁護士が関わった事件や印象に残ったトピックを取り上げました。

開設から2015年までの20年間の歩みについては、右記のQRコードより過去の燦をご覧ください。



1995年7月1日
御池総合法律事務所開設
開設時メンバー

井上弁護士、長谷川弁護士、
野々山弁護士、坂田弁護士、
永井弁護士、長野弁護士

1997年4月 草地弁護士 入所
2002年10月 小原弁護士、茶木弁護士 入所
2004年10月 上里弁護士、住田弁護士 入所
2006年10月 谷山弁護士 入所
2008年1月 北村弁護士 入所
2010年1月 増田弁護士 入所
2013年1月 志部弁護士 入所
2014年11月 二本松弁護士 入所

2015年 3月
強制わいせつ被告事件で無罪判決を獲得
谷山弁護士

電車内での痴漢を疑われ逮捕された事件。否認事件でしたが、検察官から開示された証拠も決め手となり、無罪となりました(確定)。証拠開示の重要性を実感しました。

4月
所属弁護士20名達成
坂田弁護士

事務所創設時に企業法務のできる事務所を目指し、数字的には弁護士20名を目標にしていますが、20年でようやく達成しました。

4月
法科大学院の教授就任
二本松弁護士

京都大学大学院法学研究科・法科大学院教授(民事裁判実務)に就任しました(2020年3月まで)。

12月
森貞弁護士 入所

2016年 3月
若竹弁護士 入所

3月
道路交通法違反被告事件で無罪判決を獲得
谷山弁護士

いわゆるひき逃げとして救護義務、報告義務違反を問われた事件。一審では有罪となりましたが、二審で逆転無罪

となりました(確定)。事故時以外のドライブレコーダー映像やその後の行動など周辺の実態を分析することも重要であると実感しました。

6月
京セラ株式会社の社外監査役就任
坂田弁護士

先輩弁護士のお口添えで就任しました。当時子会社や関係会社が世界に280社超あり、グローバル企業を監査役視点から見せてもらう機会を得ました。大いに刺激を受けました。

10月
NPO法人「京都面会交流ひろば」
立ち上げ

茶木弁護士
家庭裁判所の元調停委員や元調査官、他の弁護士とともに、離れて暮らす親子の面会交流を支援するNPO法人を立ち上げました。現在も、理事として活動に携わっています。

12月19日
相続預金を遺産分割の対象とする
最高裁決定

永井弁護士
この最高裁決定により、金融機関の預金実務に多大な影響が生じるようになりました。

2017年 1月24日
消費者契約法12条の「勧誘」に関する最高裁判決

長野弁護士
事業者の不特定多数の消費者に向けた働きかけが消費者契約法12条1項及び2項にいう「勧誘」に当たりうるとしました。ネット広告が「勧誘」にあたるかどうかが大問題でしたが、この論点に終止符を打ちました。

6月
改正消費者契約法の施行
野々山弁護士

日弁連消費者問題対策委員会委員長として取り組み、その後の2018年改正、2022年改正でも国会で参考人として意見を述べました。

2018年 1月
増田弁護士 再入所
任期付公務員の任期を終えて再入所しました。

内閣府消費者委員会事務局・消費者庁において審議会の運営や法案の作成などに携わりました。貴重な経験であり、弁護士としても、視野を広げ、多角的な検討ができるように成長することができました。

4月
改正児童福祉法の施行
北村弁護士

まずは一時保護の延長時の司法審査が始まりました。2025年6月から、一時保護開始時の司法審査も始まりました。

5月24日
改正消費者契約法の施行
増田弁護士

消費者庁の任期付公務員として法案の作成に携わった法律が成立しました。自分が検討した文章が、実際の法文として書かれることになるというのは、なかなか体験できることではないことだと思います。

9月
第28回日弁連司法シンポジウム開催
長谷川弁護士

「司法における国民的基盤の確立を目指して」というテーマでシンポジウムが開催され、運営委員会副委員長として関与しました。司法を強くする4つの取組の1つとして、弁護士任官を進める、が取り上げられ、弁護士任官の意義を再確認する機会になりました。

2019年 11月
志部弁護士 再入所

任期付公務員の任期を終えて再入所しました。消費者庁において審議会の運営や法案の改訂、国会対応などに携わりました。多方面の利害関係者との調整作業等の経験を経て多角的な視点を獲得するとともに、バランス感覚を磨くことができました。

11月
介護チームの立ち上げ
小原弁護士

介護チームで、介護事業者向けのセミ

ナーを開催しました。以後も、継続的にセミナーを開催しています。

20
20年

1月
COVID-19感染症の拡大により新たな消費者問題が生まれる

住田弁護士

京都弁護士会消費者保護委員会委員長として「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)と消費者問題 Q&A」を立案・策定しました。

2月
Web会議の運用開始

草地弁護士

裁判所でWeb会議の運用が始まり、その後も順次活用が拡大しています。

4月
民法改正

上里弁護士

消滅時効期間の変更、保証の制限をはじめとする経済取引に大きな影響を与える債権法の改正がされました。

6月
福知山造成地水害訴訟判決

草地弁護士

住民に直接土地を売った市に説明義務違反を認める一部勝訴判決が出ました(その後高裁で逆転敗訴となり上告するも敗訴が確定しました。)

20
21年

1月
レスキュー商法弁護団の結成

住田弁護士

その後、レスキュー商法の不法行為該当性を認めて運営者・ウェブサイト運営者・現場施工者に損害賠償を命じた判決(京都地判R6.1.19)を獲得しました。

3月
令和元年会社法大改正の施行

草地弁護士

会社の実務にも大きく影響を与える改正であり、施行前から研修や講演などの機会が多くありました。

6月
当事務所が京都市京セラ美術館の法人メンバーに加入

若竹弁護士

京都における文化振興に寄与すること等を目的として、コロナ禍である2020年5月にリニューアルオープンした京都市京セラ美術館の法人メンバー(ブロンズ)となりました。

20
22年

2月
OIKE LAW+ 開設

若竹弁護士

IT関連の法的問題をはじめとする先進的な研究成果を発信するウェブサイトを開設しました。

3月
従業員による営業秘密の持ち出しに関する不正競争防止法違反事件で無罪判決を獲得

坂田弁護士、上里弁護士、谷山弁護士

退職した従業員が、会社の営業秘密を持ち出したとして不正競争防止法違反(営業秘密領得罪)に問われた事件。不正競争防止法の「営業秘密」該当性が問題となりました。各弁護士の得意分野を活かし、学者意見書を提出するなどして対応し、無罪となりました(確定)。

4月
改正少年法の施行

北村弁護士

成年年齢引き下げに伴い成人となった18、19歳を「特定少年」とし、原則として少年法の対象とする改正少年法が施行されました。京都弁護士会子どもの権利委員会委員長として、20歳未満の成人も少年法の対象とするよう意見書の作成等で尽力しました。

5月
改正民事訴訟法の施行

岡田弁護士

改正項目は多岐にわたりますが、民事訴訟手続の全面的なIT化が図られたことにより、裁判手続の利便性が一層向上しました。

10月
相続チームの立ち上げ

錦見弁護士

相続事件についてチーム体制で取り組んでいます。私も入所後にチームに参加しています。

20
23年

4月
藤原弁護士 入所

7月
中川弁護士 入所

8月
スカイプレミアム投資被害事件の提訴
中川弁護士

スカイプレミアム投資被害の勧誘者2名を京都地方裁判所に提訴しました。

20
24年

全国で合計1200億円の被害をもたらした大規模な投資被害事件の一つで、訴訟は現在も続いています。

1月
岡田弁護士、錦見弁護士 入所

5月
民法改正による共同親権の導入
2008年10月に野々山、小原、茶木を中心に発足した京都家事法制研究会において当初の設立目的の一つに掲げていた共同親権が、民法改正によって導入されました。同研究会には、当事務所から、上記3名に加え、二本松、藤原、中川、岡田、錦見も参加しており、家事分野の事例検討、裁判例検討、法改正検討、講演会の開催等を行っています。

7月3日
民法724条後段の除斥期間に関する最高裁判決

永井弁護士

民法724条後段の除斥期間についての判例を変更し、信義則により除斥期間経過の主張を排除できることとされました。結果、閉ざされていた被害者救済の途ができることとなりました。

9月
信託に関する勉強会の立ち上げ

中川弁護士

勉強会は定期的に開催しており、弁護士、司法書士、税理士、IFA(独立系フィナンシャルアドバイザー)、不動産会社の担当者の方等と共に、信託に関する知見や実務を共有しています。

11月
第30回日弁連司法シンポジウム開催
長谷川弁護士

「司法制度改革の到達点とこれからの課題」というテーマでシンポジウムが開催され、運営委員として、多様、柔軟かつ持続可能な裁判官制度の実現を考える部会に關与しました。裁判官が、社会の多様化に対応するための給源の多様化などを議論しました。

20
25年

1月
森貞弁護士 再入所

任期付公務員の任期を終えて再入所しました。消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会の調査審議に関する業務では、将来の消費者法の在り方について広く、深い議論をしていただけるよう、裏方としての準備に努めました。

※既に退所しました弁護士については記載しておりません。

御池総合法律事務所 30周年記念座談会

野々山宏・藤原道子・小原路絵・
北村幸裕・増田朋記

聞き手：草地邦晴

御池総合法律事務所(以下「当事務所」と表記します。)は、2025年7月1日をもって設立30周年を迎えることができました。これを機にこれまでの当事務所の歩みとこれからのについて、語り合う場を設けることとし、各世代のパートナーの皆さまにお集まりいただきました。どうぞよろしくお願いいたします。まずは、簡単な自己紹介から始めたいと思います。



自己紹介

野々山 京都大学法学部卒業で、1983年4月に弁護士登録をした(修習35期)ので、もう40年以上弁護士として活動をしています。過去に法科大学院の教員を10年ほど、それから3年半ほど独立行政法人国民生活センターの理事長に就任していました。

藤原 修習は44期です。京都大学教育学部を卒業して教職に就いた後、民間企業に勤め、改めて早稲田大学法学部で法律を学びました。修習終了後は9年間裁判官をして弁護士になりました。当事務所には2023年4月に入所しました。

小原 修習は55期です。立命館大学法学部を卒業し、2002年10月に弁護士登録し、当事務所に所属して現在に至ります。途中、2年間、米国留学をしておりました。

北村 修習は新60期で法科大学院1期生になります。大阪大学法学部、京都大学法科大学院を卒業しました。当事務所に入ったのは2007年で、もうすぐ18年になります。

増田 京都大学法学部、同法科大学院を卒業後、2010年に弁護士登録した新63期で、2011年1月から当事務所に入所しています。2014年半ばから2017年末までの約3年半ほど内閣府消費者委員会事務局と消費者庁に任期付公務員として在籍し、2018年に当事務所に戻ってきました。

草地 本日進行を務めます私は、京都大学法学部を卒業し修習は49期で当事務所には1997年に入所しています。

昨年まで8年間、京都大学法科大学院で講師を勤めておりました。

御池総合法律事務所の 設立と発展

草地 当事務所の発足は1995年7月1日のことですが、設立のきっかけは何でしたか？

野々山 その当時私は、長谷川弁護士、永井弁護士と河原町法律事務所でも活動していました。一方で井上弁護士、坂田弁護士、長野弁護士は井上坂田法律事務所でも活動していました。私と坂田弁護士が、日興証券株主代表訴訟や日中法律家交流協会で一緒に活動したり、独占禁止法や不正競争防止法の改正のための日弁連の調査と一緒にヨーロッパへ出かけるという機会がありました。その中で、事務所を合併してフェアネスの実現を目指す法律事務所を作らないか、ということになり、全員で議論を重ねて設立に至りました。

その時3つのことを事務所の目標に据えています。1つ目は社会のフェアネスを実現する事務所にすること。2つ目は弁護士としてやりたい夢を実現できる事務所作りをすること。そして3つ目が一番大事だったのですが、これからの社会は専門的かつ総合的な法的サービスの提供が必要なので、多くの弁護士が集めた形で新たな法律事務所のあり方を模索していこうということでした。

草地 当時の事務所はどのような雰囲気でしたか？



野々山宏 弁護士

野々山 風通しが良い事務所だったと思います。2つの事務所は記録の綴じ方や事務局との関係など運営の仕方が違っていました。それをどう統一していくかについて侃々諤々の議論を徹底的にやりました。それが年齢等に関係なく自由に意見が言える風通しが良い雰囲気を作れた理由ではないかと。いつも議論は白熱し

ていました。その後は皆で飲みに行ったり、事務局とも事務所のあり方を一緒に話したり、そういう雰囲気がありました。

草地 私が入った1997年当時、京都では7人の事務所でも大きい事務所だったと思うのですが、当事務所への評価はどうでしたか？

野々山 坂田弁護士が先輩にいずれ弁護士20人の事務所にする抱負を述べたら、「京都では現実離れしている」と笑われたと言っていました。ですが、私たちは現実的な課題として真面目にそれを考えていまして、それを実現していきました。それぞれ専門的な分野を目指し、得意分野を切り開いていくという意欲があったので、それを京都弁護士会の他の弁護士に注目していただいたと思っています。

草地 当時は毎年ないし隔年くらいに弁護士が増えていきましたね。

野々山 法律事務所の財産は人であり、人が集まって、人を育てて、基本的な質と総合性が維持できるんだと考えていましたから、積極的に若い弁護士を採用しました。今はあまり積極的に採用しないのが、ちょっと僕是不満です。

草地 小原弁護士の入所が2002年ですよ。当時、当事務所のことをどのように捉えておられましたか？

小原 私は大阪修習だったのですが、京都では大きい方の事務所で、自由な雰囲気の中で、色々な弁護士が色々な分野で活躍している事務所というイメージでした。弁護士活動に幅広く取り組める事務所というイメージです。

草地 女性という意味では、高槻弁護士が2000年に入られて以降、小原弁護士、茶木弁護士、稲山弁護士、上里弁護士と、5人続けて女性が入所しています。

小原 当時、私と茶木弁護士が同時に入所が決まったと聞いたときは、自分のことながら女性2人を同時に採用することに結構びっくりしました。

草地 意図的にそうされたのでしょうか？

野々山 私たちはさっき述べた3つの目標を掲げて、2つ目に、夢を実現できる、やりたいことができる事務所にすることがあり、採用面接では夢を語ってもらったんですね。その中で、女性の2人が未来に希望を持って夢を語ってくれたんです。意欲を持って、新しい時代に弁護士として取り組んでいこうというときに、その女性2人が、未来に対して積極的な思いを持っておられました。それが伝わってきたので一緒に頑張っていこうと思って、結果としてこうなりました。

草地 その後も女性弁護士は多く入りましたが、当事務所は女性にとって働きやすい職場になっていますでしょうか？

小原 茶木弁護士が先日、当事務所を訪問された法科大学院生に話していたことですが、アソシエイト時代に出産して、子育てをされていて、例えば早く帰るとかそういうことに対して、理解があるというか、誰も嫌な顔しない事務所でした、と言われていました。

法曹の養成の変化と 新しい弁護士採用の方法



草地 新司法試験が始まって、法科大学院出身者が入所するようになりました。北村弁護士が第一世代ですかね？

北村 私と福市弁護士が新60期です。

草地 新60期は司法試験の合格者も増えましたね？

北村 増えたんですけど、新司法試験の合格者自体は1500人いかなかったんです。ただ、合格者の割合が高くて48%ぐらいが合格しているので、批判的な意見が多かった時期ですね。旧司法試験の人たちも1500人くらい合格して、先に就職活動をして採用されていたので、新司法試験の方は苦戦している人が多かったです。

草地 北村弁護士が当事務所を志望されたのは、どんな理由からだったんですか？

北村 僕は大阪修習で京都での就職を希望していたので、なかなか情報が入ってこなくて、個別に事務所を訪問してお話を聞いていったんです。そうしていくと、小さい事務所だとやりたいことがあまりできないような、事務所の拘束を受けるような印象が強くて、のびのびさせてくれる、やりたいことやらせてくれる事務所はないかなと考えていたときに、当事務所が募集するというのを聞いて、行きたいなと思いました。

草地 福市弁護士は、弁護士から裁判官に任官する人材として募集をして採用をしたという、初めてのケースですよ？これはどういう経緯からだったんですか？

野々山 長谷川弁護士が自分のライフワークとして弁護

士から裁判官になる制度である法曹一元を実現したいと考えていました。当時は弁護士から裁判官に任官をする人がなかなかいなかったため、最初から一定の年数の弁護士経験を積んだ上で裁判官への任官を目指す弁護士を育てて、法曹一元の基礎づけをしたいと考え、いろんなところで修習生に話をし採用をしました。残念ながら福市弁護士は任官の道は選ばないことになりましたけれど。

草地 消費者行政に携わる弁護士を募集するというのも、その後始まりました。どういう経緯でしたか？

増田 私は第1号だったこともあって特殊だったと思います。私は、もともと過払事件がまだ今のような状況ではなかった時代に、法律を知っていれば救われる話なのに借金で苦しんでいる人が多くいて、そうした状況をなんとかしたいと思っていました。だから、弁護士を目指した当初は、弁護士過疎地で働きたかったんですね。それで法テラスとかひまわり基金法律事務所とか、弁護士過疎地で働く弁護士のお話を聞いていたのですが、私が修習生になった時にはもう過払事件が大量に扱われる時代になっていました。そうすると、現場ではもう人が足りている、と言われてしまって、そういう思いがあるんだったら、むしろ地元の京都に帰って、根本的な問題解決に取り組んだほうがいいのではないかとされたんです。それで就職先を探した時に、長野弁護士が任期付公務員になる弁護士を探していて、マッチしたということです。

草地 任期付公務員になる前提の採用には、違和感を覚えませんでしたか？

増田 ちょうど私が長野弁護士に会いに来たときに、京都弁護士会で採用説明会が開かれたんですけど、そこで長野弁護士が任期付公務員を前提とした採用について案内をしたら周りの修習生は全く寄りつかなくて(笑)。私なんかはまさしく自分がやりたいことがそれだったので、違和感というよりは、「それです！」っていう感じでした。

草地 結局4人が次々と任期付公務員として東京に行きましたね。

野々山 僕も入れると5人。僕や長野弁護士、井上弁護士、長谷川弁護士は、消費者問題に取り組んできました。フェアな市場を形成し、消費者の被害をいかに救うべきかということになると、やっぱり法律をきちんと作ったり、改正していかななくてはいけないと思っていました。運動だけではなく、法律を作る行政部門に入って弁護士としての現場の知見を活かしていかないと埒があかないということです。ちょうど2009年に消費者庁ができて任期付公務員を募集していたので、是非そういう人材を育てて、立法に携わってもらって社会のフェアネス

を実現したいとやり出しました。それが増田弁護士の問題意識とも合致したと思います。弁護士活動を何年かやって、そこで消費者被害の実態や解決に何が不足しているかが分かって法律を作る部門へ行った、そうやって立法に携わることが非常に良い結果を生んだと僕は思います。

増田 任期付公務員として役所に行くまでの最初の3年ほどは、もう消費者と名の付くものは全部やるというスタンスで。いろんな弁護団もやりましたし、研究会とか委員会とかも全部行きましたので、かなり濃密な消費者問題への取り組みをさせていただいたと思います。当時消費者問題にここまで特化して携われたアソシエイト弁護士は、多分日本全国でも自分だけだったのではないかと思います。そういう経験をもって、実際に任期付公務員として行ったときには、そんな弁護士は他にいませんので、重宝されたと思いますし、法改正等の業務にも活かされたと思います。

小原 世代が上の弁護士も皆さんそれぞれの専門分野で活動されていましたが、推奨でもないけれども、色々な弁護団とか委員会活動とか、本当に自由にさせてもらえて、それで事務所の仕事をしてないとかそういう文句があるわけでもなくて。皆が本当に活動的にされてるので、自分も色々なところに顔を出して活動していた方じゃないかなと思います。



小原路絵 弁護士

移籍や客員弁護士など 新たな拡がり

草地 最近でいうと、学者と裁判官の経験者が入所されたのは新しい動きだったのかなと思います。大瀬戸弁護士と二本松弁護士を初めて客員弁護士としてお迎えし、藤原弁護士が、退官後に弁護士をされていた東京から当事務所に入所されました。客員弁護士をお迎えするにあたっては、いろいろ議論もありましたよね？

野々山 自分達が経験を積んでいない仕事をやっていた方、違う視点がある方、そういう視点を事務所に取り入れるのは私たち自身にとっても非常に良い。多方面にそれぞれの専門分野を極めた人達というか、それが分かっている人達から学ぶことが多い。もちろん事件と一緒にやるっていうのが大きなことではあるんですけど、それ

以外にもいろんなアドバイスを受ける。私たちが井の中の蛙にならないという意味での役割もお願いしたいと思っています。

北村 そうですね。大瀬戸弁護士と二本松弁護士には、助言をもらうという形ですけど、やはり僕らが持っていないような視点をいつも指摘してくださり、非常に面白い、有益なことをいつもアドバイスしていただいたという印象ですね。藤原弁護士は、中川弁護士や岡田弁護士に声をかけてくださり、若手の弁護士と上手く関わっておられる様子を見ながら、若手にとってはいい勉強になっているんだろうなと思って、すごく有り難いと思っています。

増田 二本松弁護士と藤原弁護士とは同じ相続チームと一緒に勉強させてもらったり、事件をやらせてもらったりしています。皆さんすごくフレンドリーに接していただいていると思っていて、本当は僕らの方がもっと積極的に聞いていかなきゃいけないと思います。お持ちの経験とか知識とか惜しげもなく提供いただいて、すごく勉強にもなりますし、一緒にやれているという感覚があり、受け入れて良かったと思います。

小原 二本松弁護士からは、裁判所はこう見るよみたいな助言とか、調査の仕方とか、細かさや綿密さなどを大変勉強させていただいています。大瀬戸弁護士は私の母校である立命館大学で知的財産法を教えていらっしゃいました。残念ながら、在籍されていた時期に事件をご一緒する機会がなかったのですが、勉強会をやってきました。藤原弁護士は京都家事法制研究会でご一緒させていただいて、いつも最新の情報や知識とか専門的なことを教えていただいています。事務所のメンバーにはフレンドリーに接しておられ、依頼者のお話はすごく丁寧聞いておられると聞いています。

草地 藤原弁護士が当事務所に入るきっかけはどのようなことだったのですか？

藤原 もう東京はいいだろうという感じで。実家が岡山ですが、やはり京都くらいの規模で、東京よりも地に足がついた形で弁護士をやってみたいということと、配偶者ともども高齢の両親が岡山にいますので、ライフワークバランスや親に何かあった時のアクセスも考えて京都に移住することにしました。当事務所を選んだのは、二本松弁護士を従前から存じ上げて尊敬していましたので、二本松弁護士がいらっしゃる事務所なら大丈夫だろうと思いました。ホームページを拝見したら、フェアネスという言葉が理念として掲げられていて、横文字でこれを理念とするっていうのは、少し洒落ていて理想が高いなと思い、この事務所に入れていただきたいと思いました。

草地 入ってみられていかがでしたか？

藤原 やはり風通しが良いということと、何よりも弁護士たちのお声が聞こえて、ああ、こういう執務ぶりだ、というのも勉強になりました。改めて勉強させていただき、またそれぞれの弁護士の状況とかも分かり、何かあればすぐに話ができるというのはとても良いことだと思っています。



藤原道子 弁護士

専門分野を磨く

草地 それぞれが専門分野のレベルを上げて、事務所として高いレベルの総合的なサービスを実現しようというのが、当初からの理念の一つの柱だったわけですが、その点の現在の状況というのはどうなのでしょう？

北村 僕、もともと刑事事件をやりたくて弁護士になったんですけど、やっているうちに刑事事件よりも少年事件とか子どもの事件の方に興味が移ってきてしまって、今は子どもの問題ばかりやっているんです。虐待の防止であるとか、子どもの権利関係の活動を自由にさせてもらっているのがすごくありがたくて。事件数自体はあまりないんですけど、若い頃から研究会とかに一生懸命出ていた結果、今一定の事件を受けられるようになった。社会貢献が出来ることに関われているので、それはよかったですと思っています。もっとやりたいですけど、業務的に忙しいのでなかなかできないのが残念ですけどね。最近、虐待の問題と、京都府のいじめの調査委員になっているので、これからも継続的に関わっていけるかなと。

小原 私もずっと児童福祉には興味があって、子どもの権利委員会の児童福祉部会に登録当初から所属しています。2008年に京都家事法制研究会を京都弁護士会会員を中心に野々山弁護士や茶木弁護士と立ち上げました。以前は福市弁護士も中心にやっていたのですが、今は二本松弁護士や藤原弁護士だけでなく、他の事務所の弁護士にも参加いただき、2ヶ月に1回研究会をやる中で、家事事件の奥深さを味わっています。今は当事務所の若手弁護士も加わっています。

草地 介護のチームもありますよね。

小原 コロナ禍の前に初めて介護事業者向けセミナーをやっており、その頃からやっています。最近どちらかというと、セミナーの運営がメインみたいになっていますけど、介護チーム担当で、相談事例などの情報を共有し合って研鑽するということがあります。金融チームも同



草地邦晴 弁護士

じですね。A社とB社でそれぞれ勉強会をやっていて、両方に所属している人もいます。

草地 企業法務研究会も当事務所創設のころから坂田弁護士がやっていたから、もう30年以上になりますよね。

小原 特許法勉強会とか、国際法務塾とかもありましたね。今は、相続チームがありますね。

草地 今、相続チームはどんな活動をしているんですか？

増田 今は大きくは2つで、1つは税理士さんと一緒に勉強会、懇親会っていう形で、もう1つは事件をベテランと若手がペアでやる体制で、積極的に受任しています。もともとはノウハウ共有というのがあって、それぞれ専門性を持っていますが、横でつなげてみよう、ノウハウとかマニュアルとかそういうものを共有しようということを行ってやっています。

草地 OIKE LAW + (オイケロープラス)も紹介していただければ。

増田 ノウハウの共有という視点で、私とか他の弁護士との間で、消費者側とか企業側とかではなくて、両方のノウハウを合わせて何か打ち出したらいんじゃないかっていうのがあって、事務所の業務戦略の中、やっぱり最先端のものを発信していこうという話になりました。若竹弁護士が最初の発案者だと思います。特にIT分野に着目する形で始めて、主に若手の弁護士が中心になって、Webサイトを立ち上げて情報発信しています。年2回ほどセミナーもやっていて、Webですが、特に初回は割と質問も出て、結構インタラクティブな形になりました。

藤原 私は相続チームと京都家事法制研究会に入っています。

野々山 課題としてIT関係、ネット取引やAIなど、これまでとは異なる様々な紛争が増えてくるし、重視していく分野です。現在は、交通事故や金融に、業務的には重きが置かれているので、業務のバランスをどう取っていくかの問題もありますね。

風通しの良さ

草地 先ほどから、風通しが良いという話がありましたけど、最近はいかがですか？

小原 言いたいことが言えるという意味では、特に誰かに遠慮するとか、そういうのは無いんじゃないかな？

北村 若手は最近言いたいことをあまり言えていないんじゃないかなっていう気はしますね。まだ言いたいこと言っていないかなって。いろいろあるんですけど、言わない。

増田 当事務所はフラットで、期が若くてもガンガン言いたいことを言うというのが特色で、私がアソシエイトだった時もそうだったなと思います。上の弁護士も促すので、それでやっていたと思うんですけど、今の新しい世代は、どちらかというと個人が言いたいことを言うというよりは、他の弁護士の意向を窺っているような感じになってしまっているところはあって、これは人数が増えてくるときの課題かなと思います。

北村 勉強会とかでもあまり言わないというのはありますよね。事件処理の中でもこうした方がいいと思うと意見を言うのも減っている。

増田 旧司法試験のときには皆で勉強して、侃々諤々やりあいながらやっていくようなところがあったけれども、法科大学院だと与えられる授業を受けるという感じになっていたことも影響しているのかもしれないですね。

野々山 コロナ禍で話す機会が減っているということもあるかもしれないし、ZOOMでの会議だとどうも気楽に発言しにくい。

増田 当事務所のことで言えば人数が増えてきたこともあるかもしれませんが。他の研究会とかもそうかもしれませんが。人数が多くなってくると、会議で黙っていても、誰も何も言わないわけですね。全員が喋るわけにはいかないし、結局特定の人だけが喋ってるみたいな形になってしまいがちです。

小原 同期とかの横の繋がりが最近薄いみたいなことは聞いたことがあります。私達が入ったころは上には言いにくいけど、横には言いやすいみたいな横の繋がりは割とあったから。

増田 私がアソシエイトの頃は、お昼もいつも若手何人かで食べに行っていました。雑談をしながら、自分が仕事でちょっと悩んでいることとかもちらっと喋れるっていうのは、すごく救いになっていました。

信頼の向上に向けて

藤原 私は現在調停委員をしているのですが、裁判所からは、事務所として一定の評価がされるがあると思います。それを考えると、自分自身、事務所の看板を汚すようなことはしたくない。誰の代理人についても、弁護士としての公平さ、立ち位置があって、裁判所からも事務所の一員として評価される、フェアネスとい

うのはそういうことだと思っています。私もそのことは心がけてきましたし、特に若い弁護士たちも、あなた個人が弁護士として動くのではなくて、御池総合という看板を背負って活動しているという認識を持って貰いたいなどはと思っています。フェアネスという言葉を最初に聞いて、この事務所ではそれが維持されてるのではないかなと感じました。例えば、御池総合には何々先生がいらっしゃるよ、と良い評価を聞くことがあります。若い人達が、そういう先輩達が作った評価、看板を引き継いで弁護士の仕事をしている意識があるのか少し聞いてみたいと思っています。

北村 築き上げてきたものがあるから、裁判所の信頼をなくすことしたらあかんっていうのはよく言っています。

藤原 調停委員からすると、代理人として出席している若手の弁護士の対応が不十分であったりすると、その事務所はきちんと弁護士を育てているのかと思いますね。裁判所から見ると、京都だと、ほぼほぼ事務所はわかると思われませんが、その事務所の1人の弁護士が下手な訴訟対応などをしたら、事務所自体にマイナスのレッテルが貼られる可能性がありますよね。

草地 依頼者のために最善を尽くすのが弁護士の仕事だけど、それもバランスを欠いた絶対主義的にやりすぎると周囲からの弁護士としての信頼を失うように感じることもありますね。どちらの立場でもやることが多いと、言ったことがそのまま跳ね返ってくるようなところもあって、発想が偏らないようにバランス良く仕事をした方がよいのかもしれない。

野々山 以前は、アソシエイトは必ず1人のアソシエイトに2人のパートナーが担当としてついていました。それは事件処理のやり方や発想、物の見方とか、そういうのが1人のパートナーだと染まってしまうので多様なやり方を身につけてもらうためでした。今後の参考にしてください。

これからの法律事務所に 求められるもの

草地 これからの法律事務所に何が求められるのか、変わっていくべきなのか？といったあたりで思うところがありますか？

増田 私は逆にあまり変わらないと思っています。信頼とか安心してよく使われるフレーズですけど、それがこれから益々重要となるのではないかと考えています。今、法律事務所が増えて、インターネットとか広報ツールが増えて、一般の方にも弁護士が身近になっていると思います。では広告をバンバン打って知名度が上

がっている弁護士が本当に依頼者にとってベストな弁護士かっていうと、逆であることもあるわけですよ。そうすると、身近になっているようで怪しい存在ということになりかねないので、当事務所に頼めば安心ということをしっかりキープし続けることが重要かなと思います。

小原 AIなどの技術革新

の中で弁護士の仕事自体がなくなるんじゃないかみたいな話もありますけど、やはり依頼者の話をよく聞いて、フェアネスを実現するという観点の中で、どういう解決策が一番良いのか、理解をして説得するという部分は、昔から弁護士の大事な仕事で、それは今後も変わらない。人との繋がりとか信頼という部分を大事にしていくのはこれからも必要なかなと思います。AIで判例検索、法令検索、文献検索とか、そういう時間が短縮できるところは、やり方として変わっていくのかもしれないけれど。

北村 専門性を高めていくという理念は、むしろこの多様化していく時代だからこそ必要で、事務所の中の人材も多様化していくべきだと思うんです。これからはもっといろんな人材を集めて、対応できる専門性の高い業務を増やしていくのがいいのではと思っています。人は増やし続けたいと思えないと思っているので、これから頑張っていきたいと思っています。

野々山 複数事務所の良さはあって、それはやっぱり多様な人材がいるということだと思います。それをさらに磨いていく、人を育てるというのと、あともう1つは、専門性の持った人たちが私たちと一緒にやりたいと、そう言われる事務所になって、専門性をさらに強めていくことはありかなと思います。一定のレベルまで達している、僕たちの持っていない分野の人たちに参加してもらえるような存在にならなければいけない。

弁護士は日本を変えられる存在なんです。そういう社会に関わる仕事をして欲しいし、そういうのが専門性にも繋がってくるだろうと。事件はとても大事です。ただ、事件処理だけに埋没するんじゃなくて、事件の背景にある問題や法の不備を改善していく、そういう視点を持って、ぜひやって欲しい。原点であるフェアネスを実現する事務所であり、専門性と総合的なサービスを事務所としてどうやって実現していくか、あとは自分自身がこういう夢を持っているんだってことを常に意識しながらやってもらいたいなと思っています。



増田朋記 弁護士

藤原 最近は、相談者は、事前にネットで調べていて、かなりのレベルのことを質問されるので、それに対応できるような専門性を身に付けていかなければならないと思うことがあります。また、はるか以前の依頼者がまたご相談に来られることがあるのですが、そのこと自体も素晴らしいと思います。その弁護士が、あの時うまく対応してくれたとか、あるいは当事務所に依頼すれば、おそらくきちんと解決してくれるだろうという信頼、そういう種を蒔き続けたことがまた次の依頼に繋がっています。人が生まれてから亡くなるまで、いろんな出来事がありますし、会社関係であっても、その人が退職した後も相続等で法律事務所との繋がりが続いていく。私もいろんな依頼者に対して、満足していただいて終了し、次に何かを頼むときに当事務所に頼みたいと思われるような、そういう意識で事件を終わるようにしたいと考えています。若手の弁護士にも、何年後かに、元の依頼者が何かトラブルに巻き込まれたときに、元の事件処理に満足していただけていた場合は、また依頼があると思われれますので、その繋がりとこのものを大事にして欲しいと思いますし、それをまた事務所に還元してほしいと思います。私自身はこれまでの弁護士の経験について、若手の弁護士から何でも聞いてもらったらいいと思っており、日常の中で色々と話ができればいいと思っています。

40周年に向けて、 当事務所と自分の課題

増田 数の増大の過渡期にあると思うんですね。今はもう20人を超えています。人を育てて、あるいは採用して、事務所としての価値を高めていくことは必要なんですけど、そのためには、人数が増えた体制での新しいやり方、それは会議の持ち方であったり、指導の仕方であったり、交流の仕方であったり、インフラの整備であったり、いろんなことだと思うんですけど、それをこの10年でよく考えなければいけないというのが課題かなと思います。逆にそういうことをきちんとやり、軸になる理念の実現に向けて活動していけば、単純に数が増えたとか、仕事をたくさんこなすだけの事務所じゃなくて、本当に日本で名だたる事務所になれるということだと思うので、そこに向けて私ができる部分についてぜひ頑張っていきたいなと思います。

北村 新しい人材を採用して多様性のある事務所になるよう貢献していきたいと思っています。個人としては、もっといろんな業務に集中できる環境を作りたいなと

思っていますけどね。やはり社会貢献できる自分がやりたい子どもの関係の事件でもう少し活躍したいなと思っていますので、もうちょっと頑張り続けようと思っています。

小原 私がもう20年過ぎて、本来であれば一番脂が乗っていると言われる世代だと思うので、これまで以上に一般民事や家事や会社関係

とかを、一層専門性を高めてやっていきたいと思っています。また、児童福祉関係もやっていきたいです。今後の事務所をどう発展させていくかという部分も、パートナーの中で主力となる年齢になってくるので、引き続き積極的に関わっていきたいと思っています。

藤原 私の年代になると知力、気力、体力も落ちてくるのですが、当事務所に関しては、「あの京都の御池総合法律事務所ですね。」と言われるように、すぐに名前が出てくるような事務所になりたいし、なっていきたいと思っています。また、当事務所の看板を一緒に背負う新しい人に入って貰いたいと思います。事務局についても、共同で仕事をする同僚だと思っていますので、各自にもそういう意識を持って一緒にやっていただきたいなと考えています。本当に事務局には助けてもらっていますので、そういう気持ちで一緒に仕事をやっていきたいなと思います。

野々山 専門性というのはまだまだ充実していけると僕は思います。ひとりひとりの力には限界がある。だからチームで議論しながらやっている。今そういうチームが少しずつできていますので、全体としてレベルアップしていくことが必要になってるんじゃないかな。当事務所は消費者問題では一定の役割を果たしてきたと思っています。それはチームがあったからなんです。そのチームの中で全体をレベルアップしてきた。そういうことが多くの分野できちんとできることを目指したい。

草地 こういう話題について膝をつき合わせて座談会をするということ自体が、事務所の活性化には有効かもしれませんね。今回は、都合によりパートナーのみの座談会になりましたが、次は若手の座談会も是非やってみたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。



北村幸裕 弁護士

30
周年

特別寄稿

御池総合法律事務所の
30周年を記念して

龍谷大学法学部教授

中田 邦博



御池総合法律事務所との出会いとその発展

ドイツ留学を終えて、1990年4月に龍谷大学法学部の助教授として赴任した。その翌年、当時、御殿荘で行われている日弁連の夏季研修の講師として、ドイツの広告規制について講演した。その講演に関心を持たれた、坂田均弁護士、野々山宏弁護士らのご提案で、ドイツの不正競争防止法についても研究会で報告したことがある。これが、後に御池総合法律事務所を設立された皆さんとのファーストコンタクトであったように記憶している。

私自身は、民法と消費者法を専門領域とする研究者である。消費者法に関心を持ったのは民法の研究を通じてであるが、故長尾治助立命館大学名誉教授の影響が大きかった。広告規制の研究の出発点は、同教授から依頼されたノルベルト・ライヒ＝ハンス・ミクリッツ「西ドイツの広告規制」の翻訳であった。それは、DAAD(ドイツ学術交流会)の奨学金を得て留学中のドイツ不正競争防止法(以下、UWGという)の研究に結びつくものとなった。UWGは、当時、すでにドイツ約款規制法(これはドイツの債権法改正で民法典に組み込まれた)と並ぶ消費者保護法として機能しており、その役割は日本の状況とは(当時も現在も)まったく異なるものであった。とくに、UWGの研究は経済法、とくに知財の研究者が行うものがほとんどであり、団体訴権としての差止請求権を取り上げるもの以外はUWGの消費者法の側面に焦点を当てるものはあまりなかった。それにも拘わらず、関心

をもってもらえたことは大きな励みになった。1996年からのドイツでの二回目の長期留学では「ヨーロッパ契約法」や「EU消費者法」の研究も進めた。

約款規制法の研究に本格的に取り組んだのは、1995年ごろに故石田喜久夫先生が主宰された研究会に誘われたことにある。その成果が『注釈ドイツ約款規制法(同文館出版、1999年)である。同書の特徴は、実体法だけでなく、手続法にも考察を及ぼしたことである。石田先生の同書の「あとがき」はいま読んでも懐かしい。長野浩三弁護士に同書が消費者契約法の制定運動のバイブルだと言ってもらえたことは大変うれしいことであった。

その本が刊行されたころ、消費者契約適正化法の制定に向けた流れが生まれ、日弁連の消費者問題対策委員会でもヨーロッパでの約款規制法の調査旅行を行うことになった。とくに、野々山弁護士、長野弁護士とは、その訪問先や調査の内容、弁護士会からの立法提案の具体化などを相談する機会が増え、現実の問題に立ち向う実務家の視点に学ぶことができたのは貴重な経験であった。ドイツやオランダの調査にコーディネーター兼通訳として同行したことは、私たちの絆を深めた。そこに参加された方々は、まさに消費者法の最前線で戦う役割を引き受けられた。その成果は、2000年の消費者契約法の制定、そして日弁連編『コンメンタル消費者契約法』として結実した。同書は、消費者契約法を実際に武器として使うために実務家がどのような考えを持たなければならないのか、それを示した特筆すべき著作である。

今年3月下旬に日弁連のドイツでの消費者法調査に参加したがその際、ご一緒した次世代を担う志部淳之介弁護士の周到な調査の準備と活躍に貴事務所の強い伝統をみて、感銘を受けた。

最後に、日本の消費者法の前線を押し上げる原動力となっている御池総合法律事務所のさらなる発展を祈念して本稿を閉じることにしたい。



弁護士会会長に なってみて

弁護士
池上 哲朗



志部副会長から燦への寄稿を依頼されました。志部副会長は長野先生の弟子であり、長野先生は2009年度に共に副会長をした戦友であって、今回は私が志部副会長として助けていただいている以上断ることはできません。今年度私は弁護士会長に就任しましたので、その経緯や会長になっみての思いなどを書いてみようと思います。

始まりは吉田誠司先生からの電話でした。誠司さんは大学の同級生で副会長仲間であり2023年度の会長です。2022年に誠司先生から「次年度の会長になることになった。池上先生には一言断っておこうと思って。」という電話がありました。当時私は会長になるなど全く考えておらず、人望も能力もある誠司さんが会長となるのはとても素晴らしいことであり、自分の事のように嬉しく感じて「応援するので頑張ってください」と無邪気に話していました。その後、誠司さんが2023年度会長として活躍されたことは皆様ご承知のとおりです。役員披露宴では私は誠司さんの挨拶に感動し、自分の事のように誇らしく感じていました。そうこうしているうちに所属会派幹事の先生から会長になることを勧められました。自分は会務も大してしておらず、人の上に立つタマではないという自覚もあったので悩みましたが、2009年の時も副会長就任を勧められ、なってみたらとても勉強になった上、長野、中、吉田各先生という他に代えがたい一生の財産の仲間を得たことから、会長の神輿に乗ってみようかと思いはじめました。

それから泥縄で常議員会に最後3回だけ傍聴に行き、2024年度常議員会議長となり、会長へのルートが敷かれたのですが、正直実感に乏しく「誰が副会長になるんだろう？」と他人事のように思っていました(この意識の低さも恥ずかしい限りです)。にもかかわらず有能で人

格的にも優れた副会長4名が揃うという僥倖に恵まれ、役員への立候補、当選を祝う会、励ます会と過ぎていきましたが、会長になる覚悟も正直決まっていませんでした。4月1日に会長に就任し、弁護士会で挨拶しましたが、心中「本当に会長になっちゃった」と思っていました。

4月は前半の関係各所への挨拶回りと後半の役員等披露宴でアッという間でした。挨拶回りをしていく中で「会長です」と名乗るのにも慣れてきて、自覚と覚悟が(やっと)出てきました。

挨拶回りの最中は、こんなにあちこち行く必要あるのかあと思っていましたが、あちこち回ったお陰で挨拶のスキルと経験値も上がり、披露宴では二度目にお会いすることになり、親しく会話ができて、よく考えられたシステムだと改めて実感しました。

会長になると日弁連や弁護士会の恒例行事などで予定が次々と埋まっていき、空恐ろしく感じましたが、各種行事に出ることが会長の職務だと実感します。その意味で1年間健康で居続けることが会長に求められる一番の資質だと思います。

2009年度の副会長仲間も、法律相談・広報・消費者問題など弁護士会の主だったセクションで枢要な地位にいて、全面的に応援してくれており、とても心強くありがたい存在です。長野先生の属する御池総合法律事務所は、野々山先生をはじめとして消費者問題の最前線で全国的に活躍されている弁護士が多数おられますし、ベテラン・中堅・若手の比率や男女比もいい感じで、多彩なメンバーが委員会等弁護士会の会務にも多数参加されていて、一言でいえばとてもバランスの良い事務所だと思います。私が所属する京都総合法律事務所も御池総合法律事務所に負けないよう、お互いに切磋琢磨して京都弁護士会を盛り上げていきたいと思っています。

自覚も覚悟も乏しかった私ですが、明るく健康でにこやかに居続けることだけは実践していきたいと思っています。

弁護士会の理事者の経験と仲間は、他に代えがたい財産となりますから、御池総合法律事務所の若手の先生方も志部先生に続いて是非とも副会長をやっていただくことをお勧めします。

30周年の お祝いにかえて

元客員弁護士

大瀬戸 豪志



御池総合法律事務所がこの度めでたく30周年を迎えられたことに心からお祝いを申し上げます。

私は2015年から6年間、客員弁護士として末席に加えていただきました。短い期間でしたが、その間弁護士の先生方にも事務の方々にも大変お世話になりました。ここで改めて深くお礼を申し上げさせていただきます。

事務所に入ってまず感心したのは、先生方が日頃の多忙な業務の傍ら種々のかたちで自己研鑽に努めている姿でした。すぐに役立つとは思えない外部の研究会や講演等に積極的に参加したり、所内にネイティブスピーカーを招いて定期的に英会話のレッスンを受けたりして各人の知識や技能の向上に勤しんでいました。本紙第23号で紹介した「事務所の『知的財産法』勉強会」も所内の研修の場として開催されたものでした。‘Chance favors the prepared mind.’ (チャンスは備えある者に味方する。)という名言が共有されているようでした。

御池総合法律事務所には、「総合」という名の通り、相続や離婚、交通事故等の身近な紛争処理はもとより会社や労働関係等の企業法務にも、さらには刑事事件にも

精通した優秀な弁護士が揃っています。事務所での私の業務はもっぱら知的財産法の紛争に関するものでした。標識に係る不正競争防止法上の事件と商標権の侵害事件のほか、著作権の紛争処理にも当たりましたが、特許事件を扱えなかったことは今でも残念に思います。特許庁が東京にあり、特許庁の審決取消訴訟が東京高裁の専属管轄になっているため、大阪の大手法律事務所でさえ特許事件を扱うことが少なくなっている状況が影響したのかもしれない。

70歳台半ばを越えた頃から予期せぬ老化現象に抗えず顕著な体力の衰えと共に記憶力や思考力の減退を強く感じるようになりました。学会や研究会等で今の問題に対応できず昔語りしかできない老いた学者の醜態を曝け出すことだけはするまいとすでに学界から身を引いていましたが、弁護士業務にも限界を感じるようになりました。そこで2021年6月に喜寿を迎えたのを機に弁護士登録を抹消し、事務所を退くことを決断しました。

それから4年が経過しました。その間、私の知人から相談を受けた不動産の賃貸者契約や相続問題等について先生方にお手を煩わせています。どの知人からも事務所の先生方はもとより事務の方々もとても丁寧で熱心に対応してくださり大変感謝していますとの言葉をいただいております。

おわりに、御池総合法律事務所の一層の発展を祈念いたします。10年後めでたく40周年を迎えられた事務所をぜひ拝見したいものですが、その時には齢90を数える私にはいささか無理な願望でしょうか。

30周年 おめでとうございます

弁護士

福市 航介



設立30周年おめでとうございます。原稿を依頼されて考えてみると、御池総合法律事務所(以下「御池」といいます)での活動が今の私のキャリアに与えた影響が大きいことを実感しましたので、以下、それを中心に書かせていただきます。

私が御池に入所したのは、2007年末です。若輩の一弁護士として第一歩を踏み出した御池で、私は本当に多様な分野、数多くの案件に携わる機会を得、実務家とし

での素地を築くことができました。

とりわけ、野々山先生、長谷川先生、永井先生をはじめとする各分野の第一線で活躍される先生方からは、理論と実務の両面にわたって深いご指導を受けました。丁寧に調査された裁判例や文献を踏まえた主張の構築、証拠構造や証拠価値の精緻な分析、事件の「スジ」「スワリ」の把握を繰り返し学んだことを覚えております。また、御池では期に関係なく意見を尊重する気風があり、私の意見にも真摯に耳を傾けていただき、法的議論での平等性・誠実性・柔軟性を学びました。さらに、先生方が「法曹として何をなすべきか」を常に問い、「現場」の課題を発見・提起し、社会課題として解決する姿を通じて、弁護士の可能性と責任を実感しました。

こうした基礎のおかげで、私は非常勤裁判官、大学講師、離婚を経験した子どもを支援するNPO法人の立ち上げメンバーとして活動できましたし、移籍した法律事

務所では、著作権法分野等で活躍されている先生方から貴重なご指導を得たほか、著作権法や家族法分野の研究・執筆、地方自治体での政策立案や海外での法制度整備支援への関与、日弁連での政策調査活動など、多様な経験を積むことができました。私は、その後、新規技術領域やコンテンツビジネスの現場に身を投じるべく、事業会社に籍を移してブロックチェーン事業領域で金融規制、広告規制、著作権処理と格闘した後、別の事業会社にて、アニメ・映画を中心とするコンテンツビジネスに携わっております。私のこうした経歴は、まさに御池で培った基礎が反映されたものであり、御池の影響力の大きさを感じます。

御池が持つこうした影響力の源泉は、30年にもわたり、企業法と消費者法の両面で高い専門性を有しつつ、個人

事件にも真摯に取り組んでられ、さらには社会を変える法改正をも主導してこられた先生方の熱意と実績から生じたものと感じます。

Legal TechやAIの顕著な発展を実感する毎日であり、法務のあり方も早晚大きな変革が迫られると感じますが、技術が進化しても、「何が社会にとって正しいのか」を問い続け、それを社会に具現化する力は、人に委ねられていることには変わりはありません。正しく力が使われるためには不断の研鑽が不可欠ですが、私が経験したように、研鑽の場所が御池にはあります。大きな変革があったとしても、御池が専門性を拡大・深化させ、今後も社会の公正を担う重要な存在となり、弁護士にとっても真剣勝負ができる場所であり続けることを願ってやみません。

私にとっての 御池総合法律事務所

伊吹 健人

私は、弁護士になった2014年12月から2018年12月まで御池総合法律事務所に勤務し、その後、任期付公務員として、内閣府消費者委員会事務局を経て、現在は消費者庁で勤務しています。

私が入所した翌年が事務所創設20周年に当たり、初めての燦も20周年記念号でした。10年の時を経て、この度、30周年記念号に寄稿させていただけることを大変嬉しく思います。

私にとっての御池総合法律事務所の存在を語り尽くすことはなかなか難しいところ、ここでは、任期付公務員として国の仕事に携わっていることとの関係で、特に実感していることを中心にお書きしたいと思います。

任期付公務員になるきっかけは、消費者問題分野の弁護士を育てて任期付公務員に送り出すことをライフワークとされる長野弁護士との出会いでした。制度自体を変えることで問題の解決を図る道があることを知り、是非とも携わってみたいと志しました。

任期付公務員となってからは、消費者政策の企画・立案等に携わっています。法律を「使う」役割から「作る」役割になったということになります。そのやりがいは、実務の知識・経験を活かして社会全体レベルでの課題解決に直接携われることはもちろん、現場で体感した「もっとこんな仕組みがあればいいのに」という問題意識を

持って、直接、制度改正に携われることにあると感じています。

とはいえ、制度改正には様々な苦勞があります。法律を変えて新しい仕組みを作ろうとしますと、先行研究のない論点にぶちあたることが多々あります。そのような論点に対して、政策(アイデア)論としてバランスの取れたものとなっているか、施策(手段)論として法体系・法理論との整合性がとれているかなどを突き詰めていくこととなります。

このような事態に直面したとき(日々直面しているのですが(苦笑))、私は、御池総合法律事務所でも働いて良かったと心底思います。御池総合法律事務所では、個性的な弁護士が、それぞれの得意分野・関心分野をとことん突き詰め、高い専門性を持って先端の課題解決に日々当たっています(「自分の分野で日本一になれ」と口癖のように日々激励していただける先輩大御所弁護士もいらっしゃいます。)。弁護士1年目から、それが「当たり前」の環境で働けたことで、そのような姿勢のあるべきものとして日々意識することができるようになり、今も原動力になっています。

また、弁護士、事務局の皆さんは、仕事にはシビアでありつつ、バランス感覚にも優れ、温かく接してくださる方ばかりです。役所という組織で働く中では、チームワークを発揮することや、様々な関係者との信頼関係を構築することも重要になるところ、人間的にも学ばせていただいたことが活かされています。

引き続き、御池総合法律事務所でも培ったものを総動員して、社会のフェアネスの実現に還元していけるよう、精一杯励む所存です。

事務所理念と心得

弁護士 坂田 均



1 まず、わが事務所の3つの理念を紹介します。

第一は、「社会のフェアネスを実現する。」です。

フェアネスとは「公正」を意味しますが、この言葉は河原町法律事務所と井上・坂田法律事務所が合併するときに6名の弁護士が共有した理念です。

当時、6名の弁護士が目指すところは同じではなく、消費者問題や薬害問題に取り組んでいる弁護士もいましたし、企業法務のできる事務所づくりを目指していた弁護士もいました。東京や大阪ではこのような合併はおそらく考えられなかったでしょう。しかし、我々は、個々の弁護士の取り組みが社会のフェアネスを実現するという意味では対立するものではないと確信していました。この確信は現在もゆるぎないものです。

それぞれが自由な立場で自分の夢を追いかけながら、同時に社会のフェアネスを実現するのです。

第二は、「専門性を高め事務所として総合的なサービスを提供する。」です。

わが事務所には、現在、21名の弁護士と17名の事務局長が働いています。事務所としてある程度の規模を目指すというのは創立以来の知恵でした。

わが事務所では、特定の専門分野を開拓しようと事務所単位で管理したことは一度もありません。それぞれが自由な立場で自分の「夢」を追いかけ、その結果として、多様性が確保できればよいと考えてきました。個々の弁護士が専門性をもつことで全体として総合病院のような機能を持ち、かつ、それらの専門性を高めることで日本において最高レベルの法的サービスを提供する。そのようなことを考えてきました。

第三は、「常に時代を動かす気概をもち普遍的であること。」です。

京都という地方都市で仕事をしていても、その思考や行動は常に地域や時代を超えて普遍的であり、人類の行くべき方向を示し続けなければならないとの気概を表現しています。

紛争解決という難しい仕事ですが、個々の事件に心を

埋没させることなく、自分の仕事が場所や時間を超えて人類の新しい規範となり得るものかを問いながら、この理想を実現して行こうというものです。

2 7つの心得

わが事務所には「理念」の他に7つの「心得」があります。これは日々の仕事の中で心掛けるべき格言です。詳細は省きますが、その中で大事にしているものを2つ紹介します。1つは、事務所の同僚に配慮すること、もう1つは、言葉において誠実で正直であり、行いにおいて情に厚く慎み深いことです。いずれも事務所内で弁護士や事務局員間の融和を図るために弁護士や事務局員が心掛けるべきものです。

残る5つは、依頼者との関係における心構え、利益相反への注意喚起、仕事への取り組み方法、そして、専門分野の勉強の継続に関するものです。

3 現状と将来

わが事務所は1995年7月に創立してから30年が経過しました。創立メンバーも順次その席を次世代に譲る段階に来ています。「理念」や「心得」を改めて読み直してみると、創立時の事情が色濃く残っており、少し臭臭くなってきているようです。

では、次の10年、20年に向けて、「理念」や「心得」はどのようにするのが相応しいのでしょうか。おそらくそれは次世代の人々が考えるべきものなのでしょう。

この30年を振り返りますと、わが事務所は、パートナー、アソシエイト、事務局員という立場の違いはありますが、「水平的な人間関係」を大事にし、それぞれが「自由かつ独立した立場」で仕事ができるよう心掛けてきました。「水平的な人間関係」での事務所運営は、縦の人間関係を基本におく日本社会では異例の取り組みであり、大いなる実験でありました。「水平的な人間関係」の下で、他者の「自由かつ独立した立場」を尊重しようとすれば、「同僚への配慮」は不可欠であります。このような人間関係を基本において事務所を運営することは、悪しき民主主義の例えに見られるように、往々にして非効率にならざるを得ないこともありました。しかし、次世代の人々には、この非効率を敢えて甘受して欲しいと思います。「水平的な人間関係」の下で、「同僚に配慮」しながら、「自由かつ独立した立場」で仕事ができるよう、引き続き取り組んでもらいたいと思っています。

もう1つ感じることは、それぞれが大きな「夢」をもち、わが事務所のエネルギーを大きなものにしなければならないということです。わが事務所の幾人かが「夢」を追いかければ若い人たちが追随することでしょう。そうすることによって、わが事務所のエネルギーは大きくなり、わが事務所のさらなる発展が約束されるのではないのでしょうか。

弁護士業界と 御池総合法律事務所

弁護士 谷山 智光



当事務所は1995年7月1日の設立から30年を迎えました。この間、弁護士業界も大きく変化しました。司法制度改革により司法試験合格者数が増え、日本全国の弁護士数は、1995年12月31日現在で15498人(2006年版弁護士白書)であったのが、2025年4月1日現在では46974人(日弁連ホームページ)となりました。このうち、京都弁護士会所属の弁護士数は、1995年12月31日現在で274人(2006年版弁護士白書)であったのが、2025年4月1日現在で900人(京都弁護士会ホームページ)となりました。なお、都道府県人口1万人あたりの弁護士数は、京都は3.33人であり、東京(15.74人)、大阪(5.61人)に次いで3

番目に多い都道府県となっています(2023年3月1日現在。2023年版弁護士白書)。

当事務所も設立当時の所属弁護士は6人(井上、長谷川、野々山、坂田、永井、長野)であったのが、現在は21人となり、京都弁護士会の中でも多数の弁護士が所属する事務所の一つとなっています。

その中で当事務所の特色としては、幅広い業務を扱っているということが挙げられます。企業法務と個人事件、労働事件の使用者側と労働者側、民事事件と刑事事件などどちらか一方へ偏ることなく、21人の各弁護士がそれぞれの得意分野の知識・経験・能力等を活かして、事務所として総合的で質の高い法的サービスを提供することを目指しています。

また、公益活動も積極的に行っているということも挙げられます。これまでも京都弁護士会の役員(副会長)や各委員会(消費者保護委員会、子どもの権利委員会等)の委員長等を当事務所の多くの弁護士が担ってこられましたし、独立行政法人国民生活センター理事長(野々山)、京都府人事委員会委員長(坂田)、消費者庁の任期付き公務員(増田、志部、伊吹、森貞)等の要職も担ってこられました。

今後も、このような特色を伸ばし、関係各位に信頼される法律事務所であることを目指してまいります。

30周年を迎えての所感

弁護士 長野 浩三



私が弁護士登録したのは当事務所ができた1995年だ。なので、当事務所の30周年は私の弁護士登録(人生)30周年でもある。

当事務所は創設時それぞれが専門分野を持ち、法律事務所の総合病院のようになることを目指していたと記憶している。各自、専門分野の研鑽を積んでそれぞれがそれなりに専門分野を持ってきているのではないかと思う。

私自身は、損害保険・損害賠償分野を一つの専門分野として、この分野の仕事が仕事全体のほぼ95%を占め

ている。自動車保険ジャーナルにも私が担当した事件が相当数掲載された(検索ソフトで検索すると70件だった)。

もう一つの専門分野は、消費者契約法・消費者団体訴訟などの消費者契約の分野だ。マンション賃貸借契約の敷金(原状回復条項)問題、敷引・更新料条項など社会的に大問題になっていた問題に弁護団で取り組んだ。敷引条項、更新料条項は最高裁では残念ながら無効判決を勝ち取ることはできなかったが、高裁レベルでは無効判決を勝ち取り、集団訴訟の提起等で世の中から不当な敷引条項や不当な更新料条項がかなり無くなったのではないかと思う。消費者団体訴訟では、適格消費者団体NPO法人京都消費者ネットワークの事務局長として、長年社会で大問題となっていた冠婚葬祭互助会の解約料条項や、ほぼ全員が持っていると思われる携帯電話の通信契約の中途解約料条項(いわゆる「2年縛り」問題)などに取り組んだ。冠婚葬祭互助会問題では条項の大きな部分を無効とする画期的判決を勝ち取り、経済産業省などでもこの問題が改めて検討された。携帯電話問題では1審の対KDDI事件では極めて画期的な差止認容判決を勝ち取った(京都地判平成24年7月19日判例時報2158号95頁)。

但し、最高裁まで争った大手キャリア3社相手の訴訟は残念ながら最終的には無効とすることはできなかった。しかし、これらの訴訟が契機ともなり、総務省、公正取引委員会などでこの問題が議論され、最終的に2022年4月にはこの2年縛り条項はなくなった。我々が提起した訴訟で裁判所が無効と宣言すべき問題ではあったが、正しい主張は必ず最終的には実現することを実感した出来事だった。

がむしゃらに取り組んできて、成果もわずかながらあったと思え、充実した30年の弁護士人生だったと思う。

ただ、それ以上に、だんだんと終わりの見えてきた自分の弁護士人生で一番大きな成果は何人かのアソシエイト弁護士が自分のもとで育っていき、各分野で素晴らしい活躍をしていることだ。損害賠償の分野も消費者契約・消費者団体訴訟の分野も後輩が素晴らしい活躍を見せてくれている。このことが30年を迎えて本当に素晴らしいと思う出来事だ。

これからも当事務所が、それぞれの弁護士が専門分野を持ち、素晴らしい後輩が育っていける事務所であり続けることが、一番維持しなければならないことだと思う。

フェアネスの実現

～副会長の経験を通じて

弁護士 志部 淳之介



1 京都弁護士会について

京都弁護士会は、現在900名近い弁護士で構成される団体です。基本的人権の擁護と社会正義の実現のために様々な活動を行っています。

京都弁護士会は、人々の権利を守るため、社会に向けて様々な意見書や提言を発出し、講演会、シンポジウムを開催しています。例えば、最近では、再審法の不十分な点を改正するため、「議員立法による速やかな再審法改正の実現を求める会長声明」(2025年3月5日)を発出したり、「訪問販売の被害予防を重点施策目標とすること及び『訪問販売お断りステッカー』についての再審議を求める意見書(2024年12月25日)」等を発出しています。

また、「国会を、動かせ。～あなたの声で変わる 欠陥だらけの再審法～」というシンポジウムを開催したり、市民の方向けに「遺言・相続に関わる分野の新たなルール・制度について一緒に学びましょう!」という「よい遺言の日」(4月15日)の記念イベント等を開催しました。このほか弁護士や裁判所を身近に感じてもらうために「親子裁判傍聴」や、法の日週間イベント「ナゾトキ裁判

官の事件簿」(裁判所と弁護士会館を使った本格謎解きゲーム)を実施し、いずれも盛況でした。

さらに、京都弁護士会は、京都府内各地の自治体から無料法律相談を受託しているほか、府内11か所の法律相談センターでも法律相談を実施し、年間約2万回の法律相談を実施しています。

2 多数の会員を擁する弁護士会運営の難しさ

もっとも、900名を超える会員の活動を支えるのは簡単なことではなく、日々、委員会や各会員の活動を支えるのは大変な作業です。また、弁護士会は強制加入の団体であるため、様々な思想・信条を持つ会員がおられます。意見書発出の際などは、各委員会や各会員のご意見を拝聴し、誰もが納得できる内容にする必要があります。

私は副会長として、弁護士会という組織、機構の仕組みを理解し、その運営に携わることで組織のマネジメントを学びたいと思っています。個々の会員が最大限に力を発揮していただくためのマネジメント能力は、今後の当事務所を運営していくにあたって必ず役立つ能力だと考えています。

また、「フェアネスの実現」という当事務所の理念は、京都弁護士会と方向性を同じくするものです。弁護士会で副会長を担当することにより、これまで触れてこなかった多数の委員会の人権活動に触れ、その内容を勉強することにより、人権感覚を更に磨き、より広い視野で多くの人権活動に携わりたいと思います。

弁護士は、声の上げにくい弱い立場の人々の声を代弁し、権利を守ることを期待されています。副会長として会を支える中で、また、当事務所において一弁護士として弁護団活動等に携わる中で、弱い立場に置かれた人々の権利実現のために邁進してまいります。

御池総合法律事務所と 消費者行政

弁護士 森貞 涼介



私は、任期付公務員として、2021年より内閣府消費者委員会事務局に、2023年からは消費者庁消費者制度課に奉職し、2025年1月より、当事務所に復帰しました。

消費者委員会事務局では、公共料金等専門調査会、消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループの運営等の業務等に携わり、消費者庁消費者制度課では、消費者契約法に関連する問題についての国会議員への説明や他省庁との折衝業務、消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会の調査審議に関する業務を担当させて頂きました。

当事務所では、私以前にも、増田弁護士(2014年～17年)、志部弁護士(2017年～19年)、伊吹元弁護士(2019年～現在)が、消費者庁等での任期付公務員としての経験をしております。また、野々山弁護士は国民生活センター理事長を務めておりましたので(2010年～13年)、事務所としては約15年にわたり、行政に直接関わってきたと言えることもできるかもしれません。長年にわたり行政の実務と密接に関わり続けてきた法律事務所は、全国的にも稀有な存在と思います。

このような特色を持つ当事務所は、どのような役割を果たしていくことができるのでしょうか、あるいは期待されているのでしょうか。

その前に、任期付公務員として、実際に行政に携わったことで何を得ることが出来たのか少し考えてみたいと思います。まず、行政の意思決定プロセスを内部で経験しているということが挙げられます。ある政策がどのようなプロセスを経て法律案となり、法律案はどのようなプロセスを経て国会で審議され、法律となるのか。そして、各時点で、どの程度実質的な議論や修正の余地が残されているのか、これは実際に経験したからこそ分かることが多いと思います。また、法律や政策を実現するにあたって、どのようなことが障害になるのか、それに対して何を示して状況を打開していくのか(または別のルートを採用するのか)、これも、実務から得た知見です。

さて、当事務所が果たすべき役割についてですが、当事務所の弁護士が事務局となって活動している「消費者契約法の改正を実現する連絡会」というものがあり、これまでの消費者契約法改正時には、政府に対する意見表明を積極的に行って参りました。まずは、この会からの意見発信をタイムリーに、かつ充実した内容で行っていききたいと思います。

また、ここで言及したそれぞれの弁護士は、日本弁護士連合会や京都弁護士会等の委員会活動に関わっています。行政での経験を活かして、的確な意見発信ができるように、議論の充実に貢献することが求められているものと思います。さらに、15年間の行政との関係を活かして、弁護士業界と行政の橋渡しの役割を担っていくことも期待されているものと思います。

文章にしてみますと、なかなかの重責であるということとを再認識致しましたが、当事務所の強みを活かして、困難な課題にも取り組んで参りたいと思います。

弁護士任官制度と 当事務所の取組み

弁護士 長谷川 彰



2001年6月の司法制度改革審議会意見書を受けて、最高裁と日弁連の間で「弁護士任官等に関する協議の取り

まとめ」がなされ、現行の弁護士任官(弁護士経験を経てから裁判官になる)制度がスタートしました。

当事務所からも弁護士任官者を輩出するために、5年以上当事務所で弁護士として執務し、弁護士会活動もしっかり行ったうえで、裁判官に任官することを前提に司法修習生から勤務弁護士を募集し、実際にそのような弁護士が在籍した時期もありました。しかし、残念ながら、その方は、家事調停官(週1回家裁で調停官を務めるいわゆる非常勤裁判官)を2年間勤めてくれましたが、ご家族の関係もあって、常勤の裁判官に任官することなく、東京の弁護士事務所へ転籍しました。

その後は、弁護士任官を前提とする弁護士が入所することはなく、私の思惑通りにはいきませんでした。当事務所で、弁護士任官の意義についてことあるごとに話

をしていたことも少しは影響したのか、当事務所を退所し、任期付き公務員として訟務検事を務めた木上寛子さんが、訟務検事退官後一旦熊本弁護士会に登録し、2018年10月に裁判官に任官しました。

裁判官の採用システムとして、わが国は、司法修習を修了すると同時に、判事補に任官し、10年の判事補経験を経て、判事になるのを原則としています。これに対し、英米は、法曹一元制度をとり、すべての裁判官が、弁護士経験を経たうえで採用されます。お隣の韓国でも2013年から法曹一元制度を採用しています。

わが国の裁判官制度は、最高裁を頂点とするピラミッド型ヒエラルキーであり、最高裁事務総局が、裁判官を牛耳っていると批判されています。以前にも燦誌上で述べたように、現職の裁判官の多くは、自分の働きたい任地で、いい仕事がしたいと思っていますのです。しかし、任地を決めるのは、最高裁事務総局です。このため、自分が希望する任地に行かせてもらうために最高裁の顔色を見ながら裁判をするという傾向が出てくるといわれています。

これに対し、多くの弁護士任官者は、弁護士時代と異なり、依頼者の意向に縛られることなく事件に対峙し、自らの判断で事件を解決できることにやりがいを感じているようです。したがって、任地がどこになるかということに関して、それほどこだわりはなく、ましてや裁判所所長や最高裁事務総局の一員になるといった、いわゆる「出世」を考えることなく、文字通り良心に従って独立してその職権を行う(憲法76条)ことを実践しています。また、弁護士時代の経験を活かし、裁判所に提出される資料以外に、当事者の手元にこんな資料があるはずだといった推測を働かせることもキャリア裁判官より勝っているように思います。弁護士として裁かれる立場を経験したことも、当事者に寄り添う裁判につながるように思います。

現状は、なかなか弁護士任官する方が少ないのですが、今後とも弁護士任官の意義をあらゆる機会に申し上げ、また、弁護士会の弁護士任官推進活動にも引き続き携わって、弁護士任官者の増加に尽力し、最終目標である法曹一元制度の実現まで辿り着きたいと思っています。

元裁判官が 入所してからの10年

客員弁護士 二本松 利忠



裁判官退官後の2014年11月、縁あって、当事務所に客員弁護士として迎え入れてもらった。個人的には、裁判官は弁護士を通して社会の実相を垣間見ているに過ぎないとか、弁護士の役割・活動領域は広く、訴訟活動はそのほんの一局面に過ぎないのだと思い知らされた10年間であった。

私を当事務所に紹介してくださった方は、「御池は、いろいろなベクトルが入り混じりながら一つにまとまっているおもしろい事務所だ。」と評されていたが、そのとおりであった。ここでは、様々な専門分野についてそれぞれが志を持って活動し、ときに路線的対立が生じないではないが、各人の主義・主張や仕事のやり方を尊重し、それを応援するという姿勢は各弁護士に共通であり、

事務所として一つにまとまっている。そして、弁護士同士の風通しがよく、自由に意見交換する気風があり、また、各人が抱えている問題について所内メール等で気軽に相談し、それぞれが知識・経験を提供したり、議論する運用(フォーラム)が確立している。裁判官当時、よい判決・和解は訴訟代理人の力量(加えて紛争解決に向けた協力の姿勢)があつてこそと思っていたが、当事務所は、代理人の力量を高めるに十分な環境にある。

破産管財人や、相続財産清算人等に誰を選任するかは、裁判所にとって適正迅速な事件処理を左右する重要な作業である。その場合、もちろん弁護士個人の力量、経験等を重視するが、事務所(事務局)の力量も勘案していた。私が倒産事件を担当していた当時は、当事務所の草創期であり、評価は定まっていなかったが、私が入所する直前頃にはそこそこの評価は得られていたと思う。入所後、破産管財事件のみならず、他の領域についても専門チームで対応する体制づくりに傾注しており、事務局も、様々なマニュアルを整備したり裁判所の取扱要領、書式等を入手、共有するようになっており、事務所全体の力量をさらに高めつつある。

このように、当事務所は、事務所の規模が大きいというスケールメリットだけではなく、それ以上の効果をもたらす努力を重ねてきている点は大いに評価できると思うし、依頼者だけでなく、裁判所からも頼りになる事務所になることを期待し、自分も協力したいと考えている。

法曹養成と消費者問題の 現在と未来

弁護士 住田 浩史



1 はじめに

私は2016年4月より京都大学法科大学院にて消費者法の非常勤講師として教鞭をとっており、2025年でちょうど10年目を迎えます。未来の法律家となるロースクールの学生たちと接する中で、法曹養成の現状、そして弁護士業界が抱える課題と未来への期待について、特に消費者問題という切り口から考察してみたいと思います。

2 消費者問題に取り組む若手弁護士を育成できていない現状について

講義では、複雑化する現代社会における消費者契約の特殊性、情報格差や交渉力の不均衡から生じる問題、そしてそれらを解決するための法的枠組みについて解説しています。幸いなことに、多くの学生がこの分野に知的な面白さを感じ、熱心に議論に参加してくれていると感じています。現代社会を映し出す鏡ともいえる消費者問題は、法的な思考力を鍛える上で格好の素材であり、学生たちの知的好奇心を刺激するようです。

しかしながら、その学術的な関心の高さが、必ずしも卒業後に消費者側に立って消費者問題に積極的に取り組む弁護士の増加に直結しているとは言い難いという現状があります。もちろん、企業法務の分野で消費者保護に配慮したコンプライアンス体制の構築に尽力する弁護士や、行政機関で消費者政策に関わる法曹も重要であり、多様な形で消費者問題への貢献は可能です。ただ、個別の消費者被害の救済や、集団的な権利回復を目指して、脆弱な立場に置かれがちな消費者の代理人として活動する弁護士、とくに若手の弁護士が目に見えて増えているという実感は乏しいと言わざるを得ません。

一般的に、若手弁護士が消費者側の代理人として活動することを選択しにくくなっている背景には、いくつかの要因が考えられます。経済的な採算性の問題、専門知識習得の負担、あるいは企業法務や他の専門分野への関心の高まりなどが挙げられます。しかしながら、社会におけるセーフティネットとして、また市場の健全性を保

つためにも、消費者側に立つ弁護士の存在は不可欠です。この層が先細りしていく現状は、社会全体にとって看過できない課題であると言えるでしょう。

3 消費者教育の重要性

では、どうすればその「土壌」を育むことができるのでしょうか。私は、その鍵の一つが「消費者教育」の充実にあると考えています。

2012年に成立した消費者教育推進法は、消費者が自立した主体として、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画することの重要性を謳い、そのための消費者教育を推進することを目的としています。この理念に基づく消費者教育は、単に悪質商法の手口を知るといった知識の伝達にとどまらず、契約の重要性、情報の批判的な吟味、そして権利を行使することの意義を理解させるものです。他方で、近時、金融サービス提供法に基づく金融経済教育の重要性も叫ばれています。

もちろん、金融リテラシーの向上をはじめとして「自立した」「賢い」消費者の育成は確かに重要であり、推進すべきということに異論はありません。ただし、私が考える消費者教育は、「自立した」「賢い」消費者をめざすことだけではありません。私は、そこには限界があるのだ、ということも、同じくらい重要な知見として伝えるべきだと思います。「自立した」消費者が最大限「賢い」選択をしても被害を避けられない状況がある(消費者の脆弱性)というのが、消費者問題の構造の理解の出発点です。よって、お腹が痛い時にお医者さんに行くように、問題を感じた際に、適時に、適切な機関に「正しく依存」できる能力を育むことこそ重要です。適切な消費者教育によって、消費者トラブルに対する社会的な関心が高められ、被害の予防や早期発見につながるだけでなく、消費者問題に取り組む弁護士の活動意義もより広く認知されるでしょう。それは、若手弁護士がこの分野に参入する際の心理的な、そして経済的なハードルを下げる一助となるはずで

4 むすびに

法科大学院での教育を通じて、消費者問題の重要性や面白さを伝える努力を続けるとともに、社会全体で消費者教育を推進し、若手弁護士が安心して消費者問題に取り組める環境を整備していくこと、これが、私が一人の弁護士として、切望するところです。当事務所での執務は20年目を迎えますが、この点では、まだ道半ばどころか、出発点に立ったばかりです。消費者教育を行うことができるのは学校や家庭だけではありません。職場や地域社会全体が、その主体となることができます。これを読んでいただいた皆様も、消費者問題について、私達とともに考え、議論していただければ幸いです。

当事務所の 介護チームのご紹介

弁護士 小原 路絵



当事務所では、介護事業者の顧客の方に、よりよいリーガルサービスを提供すべく、当事務所所属弁護士の内で、介護事業者の方の相談や事件をよくお受けしている弁護士で、介護チームを発足しております。

これまでも、チームのメンバーで、介護事故の裁判例の検討、関係法令の検討、事案検討などを行ってききましたが、2019年11月から、原則として年2回のペースで、介護事業者の方向けに、セミナーを開催しています。過去のセミナーのテーマは以下の通りです。

- 1回目：2019年11月29日開催(当事務所のビル内会議室)
「パワーハラスメント対策
～働きやすい職場環境の構築～」
「介護サービス関連裁判例(介護事故その他)」
- 2回目：2021年11月17日開催(zoom)
「誤嚥事故を巡る裁判例の紹介と分析」
- 3回目：2022年5月18日開催(zoom)
「介護事業者における就業規則の基礎と活用」

- 4回目：2022年11月29日開催(zoom)
「カスタマーハラスメント」
- 5回目：2023年5月23日開催(zoom)
「情報開示」
- 6回目：2023年11月24日開催(zoom)
「競業禁止義務」
- 7回目：2024年6月19日開催(zoom)
「高齢者サポート事業」
- 8回目：2025年1月23日開催(zoom)
「ハラスメント事例検討」

介護事故、ハラスメント、労務問題など、介護事業者の方が、日々の業務の中で直面され、対応に苦慮されている法的問題を取り上げてきました。毎回15～30名程度の方にご参加いただき、介護チームからテーマに関する解説を行った後、参加者の方を交えての質疑応答や意見交換を行っています。

セミナー準備や当日の意見交換等を通じ、弁護士側もこれまでの知識を改めて整理・確認したり、現場の方々のご経験に基づくお話を色々とお聞きしたりでき、貴重な研鑽の場となっています。

新型コロナウイルス感染症の関係で、2回目以降、webのみの開催となっておりますが、また、対面での開催も行っており、より介護事業者の方との交流が図れるようにしていきたいと思っております。さらに、介護事業者の方の横のつながりの場ともなるよう工夫して、ご参加いただく介護事業者の方が、セミナー以外にも多くのものが得られたらと思っただけのセミナーとなるよう運営を工夫していきたいと考えております。

事務所の新たな取組み

～相続チーム～

弁護士 茶木 真理子



相続は誰もが直面する可能性のある問題です。また、自分の亡き後、家族には相続で揉めて欲しくない、せっかく築いた財産なのだから有効活用して欲しいなど、遺

言書の作成を希望される方が増えているように感じます。

当事務所は、開設以来、「専門性を高め事務所として総合的なサービスを提供すること」を事務所理念の一つとして掲げてまいりました。この事務所理念を更に推し進め、遺言・相続分野でも、各弁護士の知識や経験を共有し、依頼者へ質の高い法的サービスを提供すべく、2022年に裁判官経験者を含む弁護士有志で「相続チーム」を立ち上げました。

当事務所の相続チームの最大の特徴は、必ず2名の弁護士で案件を担当している点です。遺言や相続にまつわるご相談は家族間で起きる問題であり、まずは、依頼者のお悩みやご心配を丁寧に伺うことが不可欠です。また、相続問題を解決するためには、多くの法的論点や頻繁に行われる法改正、過去の裁判例等の専門知識はもちろん、弁護士としての豊富な経験やノウハウが必要となりま

す。相続チームでは、弁護士2名で担当することにより、依頼者からのご相談やご要望についてきめ細やかに対応するとともに、各弁護士の専門知識や経験を共有することで、早期かつ最善の解決を目指しております。

また、相続チームでは、年に数回、税理士の方々の勉強会を行っています。相続事件を扱い、依頼者に最善の解決をご提案するうえでは、弁護士にも税務の知識が必要不可欠です。勉強会では、毎回、税理士に講師を務

めていただき、税務の基礎知識や弁護士として注意すべきこと等をご指導いただいています。さらに、この勉強会を通じて税理士の方々との繋がりを深めることで、相続税申告が必要な依頼者への税理士のご紹介もスムーズに行うことができると期待しております。

今後も、相続チームでは、その特徴を維持しつつ、依頼者の多様なニーズに応えられるよう、チーム全体のレベルアップを図っていききたいと思います。

企業法務の取組みと今後の展望



弁護士 上里 美登利

1 当事務所は、企業法務全般について充実したサービスを提供できるよう、所内で体制を組んでいます。特に多く取り扱っている分野は、次のとおりです。

①事業に必要となる契約書、各種規約類の作成・チェック

最近は、取引条件の明確化から、契約書を締結するケースが増えているように思います。また、新しい形態でのビジネス展開やマーケットの広がりに伴う規約類の整備も必要とされています。契約書や規約類の作成・チェックは、事業や取引の内容、相手方との関係性など必要な情報を弁護士がヒアリングした上で行います。グローバルな取引が必要とされる状況から、英文対応も行っており、英語力を維持向上させるための所内プログラムも実施しています。

②労働関係法務

労働問題は、懲戒処分を検討から、ハラスメント対応・防止、労働組合対応など、常に一定数存在します。早期の段階から弁護士が関与することによって、法的判断を見据えた客観的な視点を取り入れ、適正手続を確保できるほか、社内担当者の負担軽減ができると考えております。

③会社法関係法務

会社法関係は、株式管理、株主総会・取締役会運営、少数株主対応をはじめ、幅広く対応しています。女性弁護士を含み、社外役員に就任している弁護士も複数存在

し、実務経験に基づく対応が可能です。

④金融・債権回収法務

長年にわたる金融法務の取扱実績から、債権回収業務は、財産の保全・訴訟・執行とスピード感をもって実効性のある処理ができるよう体制を整えています。また、融資から回収までの一連の流れにおける実務的な取扱いを前提に、柔軟かつ効率的な対応ができるよう心掛けています。

⑤コンプライアンス対応支援

近年特に企業のコンプライアンスが重視され、対応を要する分野も幅広いものとなっています。当事務所では、コンプライアンスが問題となる個別事案の対応以外にも、コンプライアンス体制の整備支援として、規程類の整備、コンプライアンス研修、公益通報等窓口業務の提供等を行っています。当事務所の特徴として、企業の相手方やステークホルダーの立場からの事件の取扱いも一定数存在するため、どのような点がコンプライアンス違反として問題となりやすいのかという実情を理解したうえでの対応が可能です。

⑥紛争解決

訴訟、調停等の法的手続の対応はもちろん、日々の営業において生じる顧客や取引先からのクレームへの対応策を提案しています。また、対応にあたって必要となる書面作成や、話し合いへの立会い、代理交渉なども行い、社内担当者の負担軽減に努めています。

⑦知的財産権の管理

自社の製品やサービスを守るために欠かせない商標、意匠、特許、著作権をはじめとする知的財産権に関し、弁理士と連携して適切な解決策を提案するほか、侵害事案の対応も行っています。

⑧企業再編・M&A

以上のような、企業法務全般に関するサービス提供の実績に基づき、M&A等の企業再編に伴うリーガル・デューデリジェンス(企業調査)や、必要書類の整備、契約締結からクロージング支援についても、積極的に取り組んでおります。買収側のみならず、譲渡側において

支援を必要とするケースもあり、M&Aチームでは、スピード感を維持しつつ当事者に寄り添った対応を心掛けています。

2 今後の展望について

当事務所では、さらに、利便性、柔軟性、スピード、コストパフォーマンスを意識し、この時代に合ったリーガルサービスを充実させていきたいと考えております。例えば、現在でも、法務的なサポートが必要な先に対して、来所相談、オンライン相談以外に、弁護士が定期的に訪問し、社内で、各部署からの法律相談を直接受け、その場で文書の作成やチェックなども行うサービスを提供しています。社内ヒアリングの立会いや代行を行うこともあり、社内担当者の負担軽減に資するものと考えて

おります。福利厚生として、役職員の方々からの個別相談を可能とするケースもあります。

また、当事務所の特徴として、企業法務を取り扱う弁護士を含め、事務所理念であるフェアネスの精神から、公益活動に取り組んでいることが挙げられます。行政の審議会や各種委員会に所属している弁護士も複数います。消費者の目線、女性活躍、環境保全、社会的弱者とされる人々の人権への配慮の感覚などは、現代社会全体の課題とされるSDGsの実現という観点からも、欠かせないものと自負しております。企業を取り巻くステークホルダーとの関係性を考えたときにも、当事務所のこうした社会課題に関する知見は、今後さらに活用されるものと期待しております。

OIKE LAW+の開設

弁護士 若竹 宏諭



当事務所は、2022年にOIKE LAW+(オイケロープラス)というウェブサイトを開設しました。

私が、当事務所のパートナーに就任した2020年、世間はコロナ禍となり、日頃の業務においても新しいテクノロジーに触れる機会が増えました。特にウェブミーティングの増加が印象的で、法的にも株主総会のオンライン開催などの議論が活発になるなど、今後の弁護士は、ITに関する問題を確実にフォローしていくことの必要性を感じました。そのような先端分野については大規模法律事務所やいわゆるブティック系法律事務所の先生方が発信する情報をフォローしていけばよいという考え方もあるかもしれません。しかし、京都では、先端技術を駆使して、業界を既にリードし、あるいは今後リードしていくであろう事業者が多く活動しています。そのような事業活動をまずは地域の弁護士がサポートできる体制、環境が整っているべきです。当事務所には、地元事業者へリーガルサービスを提供してきた弁護士と消費者庁における任期付公務員としての経験を有する弁護士が所属しています。そこで、個性豊かな所属弁護士が多角

的な視点からIT関連の先端的な法的問題を研究し、知見を蓄積していくことが、京都だけでなく日本全国の事業者の一助になるのではないかと、IT関連の法的問題の研究活動に取り組んでいくこととしました。その成果を発信する場がOIKE LAW+ (<https://oikelaw-plus.com/>)です。

本ウェブサイトでは、記事にタグ付けがされています。現在(2025年4月15日)のタグの例を挙げると、以下のとおりで、掲載されている記事を想像いただけるとと思います。

#AI #chatGPT #cookie #Eコマース #SNS #Stable Diffusion #X (twitter) #ステルスマーケティング #デジタルプラットフォーム #メタバース #不正競争防止法 #仮想現実 #個人情報 #営業秘密 #新法・法改正 #消費者契約法 #知的財産

最近、日経新聞を読めば、毎日どこかに「AI」という文字があるのではないかとこのほどAI関連の事業活動が盛んです。本年は、「AI」をテーマとした記事を連続して投稿していく予定です。日頃の業務で、IT関連の課題にぶつかったときには、「OIKE LAW+に何か書いてあるかも？」と思い出していただき、訪れていただければ幸いです。



信託の活用可能性と その課題

～来る超高齢かつ
認知症社会に向けて～

弁護士 中川 雄矢



1 はじめに

当事務所では、弁護士の関与が必要と考えられる新しい領域に関する取組みもしています。私も積極的に取り組んでおり、その活動の一つである信託に関する取組みをご紹介します。

2 現代社会の問題点

(1) 超高齢社会と認知症社会

2040年、日本の総人口の2.7人に1人が65歳以上となり¹、そのうち6.7人に1人が認知症を発症すると予想されています²。これは65歳以上の認知症有病者が総人口の6%を占める計算です。我が国を待ち受けるのはそのような超高齢かつ認知症有病者による社会です。

(2) 認知症の特徴

認知症の発症は、意思能力の有無という形で法的問題となります。意思能力なき者による法律行為は無効になるため(民法3条の2)、その法的な影響力は大きいといえます。また脳の萎縮等によって生じるその病状は徐々に進行し、いつ顕在化するかわからないことが多いです。さらに、現在の医療では一度認知症を発症すると回復する可能性は低いです。

(3) 問題点

このように認知症は潜在的に進行しある時突然顕在化し、法律行為の無効という法律的に重大かつ不可逆な効果を生じさせるものです。

実際に、意思能力を喪失して成年後見が開始され、成年被後見人が財産を活用することができず、そのときには財産の承継のために遺言書を作ることもできない例や、土地上に収益物件を建てる途中で意思能力を喪失し、建物の受領、融資の実行や賃貸管理をすることができない例のように、認知症が原因となって財産の管理、承継及び活用ができない事例は多く見られます。

3 民事信託の活用可能性

(1) 財産の承継

信託契約が締結された場合、委託者の死亡後も契約は存続し、受託者が倒産しても信託財産はその破産財

団に含まれることはなく、また受託者が強制執行を受けても信託財産が差し押さえられることはありません。そのため、一度信託が組成されれば、委託者から帰属権利者までの一連の財産の円滑かつ確実な承継を実現しやすくなります。

(2) 財産の管理及び活用

さらに、信託においては委託者が死亡した後も、委託者の意思に沿って、例えば信託財産を運用して収益を上げ、又は金融機関から融資を受けて収益物件を建てる等、信託財産を管理及び活用することができます。

(3) 認知症対策としての信託

このように信託は、意思能力のあるうちにその契約を締結することで、委託者が認知症となった後や死亡した後の財産の管理、承継及び運用をより確実にすることができる制度であるといえます。上記のように認知症はいつ発症するかわからないことが多いので、意思能力のあるうちに他者に財産管理を委ねる制度である信託は、非常に効果的な認知症対策となり得ます。

4 信託の普及のために

認知症対策として活用されている任意後見等と比べ、信託は幅広い実務分野に関連して未知の領域が多く、その組成には様々なリスクを伴うため、未だ世の中に普及しているとは言い難いです。顧客のニーズ・財産状況・家族関係等に応じて、どの制度が適しているのか、個別に検討し、信託が適しているとなれば、積極的に活用していくことが考えられます。

さらに、信託を普及させるには関係者による理論と成功例の積み重ねが必要だと思います。弁護士は裁判実務、司法書士は登記実務、税理士は課税実務、金融機関は口座開設や信託内融資で信託に関与し、また土地開発業者や金融商品仲介業者等は最前線で顧客のニーズを把握しています。これら関係者の間で信託の事例を集積して共有し、信託の理論と成功例を積み重ねることで、世の中に信託を広めることができるのではないかと思います。

5 取組み

上記のとおり信託の普及には関係者による連携が重要です。そこで私は、弁護士、司法書士、税理士の先生方、金融機関、土地開発業者、金融商品仲介業者の方々に勉強会を結成し、定期的に互いの分野の知識や事例を共有しています。このような取組みを通じて信託の普及及び発展に寄与したいと考えています。

1 「日本人口の推移」(厚労省ウェブサイト)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/001483746.pdf>

2 「認知症及び軽度認知障害(MCI)の高齢者数と有病率の将来推計」(厚労省ウェブサイト)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001279920.pdf>

弁護士登録から 1年を経て

弁護士 岡田 圭太



1 弁護士登録1年を経ての業務の感想

弁護士になり1年以上が経過しました。交通事故の案件が業務の大半を占めていますが、幸いなことに、少年事件、刑事事件、債務整理事件、家事事件等々、幅広く様々なケースに携わることができました。

弁護士としての業務に就いて、想像していた以上にはるかに難しく感じたのが書面をどのように書くかです。

弁護士は文章を書く仕事です。弁護士の書く書面は誰が読んでも誤解することがないようになくてはなりません。それに加え、論理的でかつ読みやすい文章である必要があります。

司法試験に合格し、その後の二回試験も合格した私は、高校時代や大学時代と比較して少しは論理的でかつ読みやすい文章が書けるようになったのではないかと思います。

しかし、弁護士となり、様々な書面を作成するうちに、

論理的かつ読みやすく、緻密な文章を書くことがいかに困難かを感じました。

それでもこの1年、文章を何度も推敲し、書面が出来上がった際には充足感がありました。

今後も、書面作成技術の向上のために鍛錬を続けていきたいと思っています。そして、書面作成の技術が向上すれば向上するほど、多くの依頼者の利益に繋がると信じています。

2 今後の社会貢献について

事務所に入ってから1年を振り返ると、刑事事件に以前に増して興味を持つようになったと感じます。

それは、刑事事件に関しては、弁護人である「私」だけが、目の前の被疑者や被告人のために動けるのだということを意識したからです。身柄拘束されている被疑者や被告人は自分自身で動き回ることではできません。そして、多くの被疑者や被告人は、この先どうなるのかについて、常に不安を抱えています。被疑者や被告人自身でできることは、取調べの際に何を話すかを定めることくらいですが、それですら、何を話していいのか、何を話していけないのか分からないという、圧倒的な不安の中にいます。そのような中で被疑者や被告人のために動くことができるというのは、とても重要なことであると感じています。

国家権力の強大さの前では被疑者や被告人は明らかに弱者の立場です。このような被疑者や被告人のために動けるのは弁護人だからであり、このような立場であるからこそ、被疑者や被告人のために誠心誠意弁護活動をしていくことを、これからの自分自身の社会貢献として行っていければと考えています。

弁護士としての 1年間と今後について

弁護士 錦見 寿紘



1 弁護士として1年経験してみても

野々山弁護士、増田弁護士、志部弁護士のアソシエイトとして執務しており、令和7年1月で執務開始から1年になりました。交通事故、債権回収、消費者問題、家

事事件など多岐にわたる事件を経験しています。3名のパートナーの弁護士の視点などを学ぶことができ、また、他の弁護士に相談やアドバイスをもらい、学びの多い1年間を過ごしています。しかし、1年間やっても、まだまだできないことばかりで反省の日々です。

また、事件以外では消費者適格団体に所属し、消費者分野の活動をしています。その他には、弁護士会の委員会活動で謎解きイベントをしたり、大学や高校の講師をしたり様々な活動に携わることができました。

想像していたよりも弁護士活動には幅があり、1日があっという間に終わってしまい、24時間では足りないと感じます。時間を上手く活用して、より多くの依頼者の力になれるように精進していきたいです。

2 今後について

私が弁護士になった理由は、虐待を受けている子どもたちの力になるためです。現在、有志の弁護士で集まり、

子ども食堂の手伝いをしています。子どもに関わる活動をして、いつか虐待を受けている子どもなどの居場所や気軽に相談できる場所を作ることができたらと考えています。また、私は、子どもの頃、法律については何も知らず、どこに助けを求めればいいかわからず、自分を守る手段を知りませんでした。そのため、子どもの力になる一つの形として、子どもたちに法律を身近に感じてもらい、法律を学んでもらいたいと考えています。弁護士はどうしても何かが起こってから依頼者に関わることが多いです。私は自分とは異なり、今の子どもたちには、何かが起こる前に対処できる術を知り、自らを守ることができるようになってほしいと考えています。そのため、出前授業などを通して子どもたちに法律を学んでもらい、できれば何かが起こる前に自分で対処できるようになるための活動をしていきたいです。

その他に今後取り組みたいこととして、インターネットを通じて弁護士のサービスを提供したいと考えています。インターネットが発達したことにより、大人だけではなく、子どももインターネットを通じて犯罪に巻き込まれる機会が増えています。また、弁護士が少ない弁護

士過疎地の方は、何かあっても弁護士にすぐに相談することができません。犯罪に巻き込まれる機会が増えている反面、誰でもインターネットを通じて弁護士に相談できると考えています。そのため、子どもにはインターネットを通じて弁護士という大人と気軽に話ができて、弁護士過疎地の方にはインターネットを通じて気軽に相談できる場を作りたいです。また、インターネットの発展によりバーチャルな世界が発展しています。バーチャル空間で起こる法律問題の解決など現実の世界と同じようにバーチャル空間でも弁護士の業務ができるようにしたいです。具体的には、メタバースの空間に弁護士の相談窓口のような場所を設置し、メタバース上で法律相談等ができるようにしたいです。そうすることにより、今まで弁護士に関わるハードルが高かった人たちに、少しでも弁護士の存在を身近に感じてもらいたいと思っています。

色々取り組みたいことがあり、多くのことを勉強していかなければなりません。一歩ずつ前に進んで一人でも多くの方の力になりたいと思っています。

近時の社会、環境の変化 と今後のより大きな 変化に対して

弁護士 永井 弘二



コンプライアンスやコーポレートガバナンスなどが強調されるようになって久しいですが、近時でも宝塚歌劇団やビッグモーター、フジテレビなど、世間を騒がせる問題が続いています。反社会的勢力の排除は、暴力団対策法の施行や2007年6月の犯罪対策閣僚会議幹事会申合せによる指針の策定以降、広く浸透して進んできている印象はあります。

こうした主に90年代以降に企業などに求められてきた責任に加えて、近時は、2019年の労働施策総合推進法等の改正によりハラスメントが法的に位置づけられ、ジェンダーの平等や性的指向、性自認(SOGI)に対する理解も深まってきていることなど、私たちを取り巻く環

境は、この10年でも大きく変化してきました。

こうした変化は、SNSの普及など情報通信技術の発展による大きな環境の変化とも無関係ではないように思われ、今後は、AIなどのさらなる技術革新によって、よりいっそうの大きな変化を迎えることも予想されます。

弁護士業務としても、コンプライアンスの観点からのアドバイスなどの必要性があることは依然として少なくなく、また、ハラスメント関係やSNSなどにかからんだ相談等も確実に増えている状況です。

いったん不祥事が生じてしまうと、その回復には多大な労力、時間、費用等を要することになってしまいますので、弁護士業務としても、そうした観点からのアドバイス等は不可欠で、私たち自身、そうした自覚をもって業務に取り組んでいきたいと思っています。

そのためには、コンプライアンス的な素養、感覚を持つことや、必要な分野の法律などに精通していく努力はもちろん重要ですが、企業法務にあたっては、実は、消費者契約法、特定商取引法、景品表示法など、消費者関連の法律への理解も不可欠です。宣伝ではないですが、当事務所は、消費者法制にかかわる弁護士も多く、多角的な観点からのサービスを提供できるのではないかと思います。

私たちの業界も、今後訪れるであろう大きな変化に対して、きちんと向き合っていく覚悟が必要だと思います。

30周年を迎えて ～事務局から～

事務局は今年で30年を迎えました。

さて、勤続25年目になる私は、大雑把に事務所と同世代です。

25年前、私が若かりし頃の事務所内のコミュニケーションツールは会話と紙でした。

1日は、弁護士の予定を寄せ書きのように事務局のみんなで書き込んだ用紙をコピーして配るところから始まり、弁護士が留守中の電話は「電話ノート」に書き込んでいました。やり取りはほぼ会話でしたので、相手が不在だとなかなか話が進みません。

25年後の今、予定も伝言もスマホやPCにタイムリーに表示され、聞きたいことは業務用ソフトから送っておけばOK。そういえば関係者とのやり取りも会話よりデジタルな文字が増えました。本当にスムーズで便利な世

の中になったなあと思います。

次の10年の変化はこれまでの30年より大きいようです。

どんな世の中になるのかなという期待と、変化に流されてしまいそうな不安もあります。

ただ、私たちの仕事は「人とかかわる仕事」です。必ずコミュニケーションをとる相手がいるのですから、変化の大波は意外と「どうにかなるだろうな」と楽観しているところもあります。

今まで同様に、これからの未来も、皆様と一緒に成長していけたらと思います。

どうぞよろしくお願いします。

事務局 米倉

編集後記



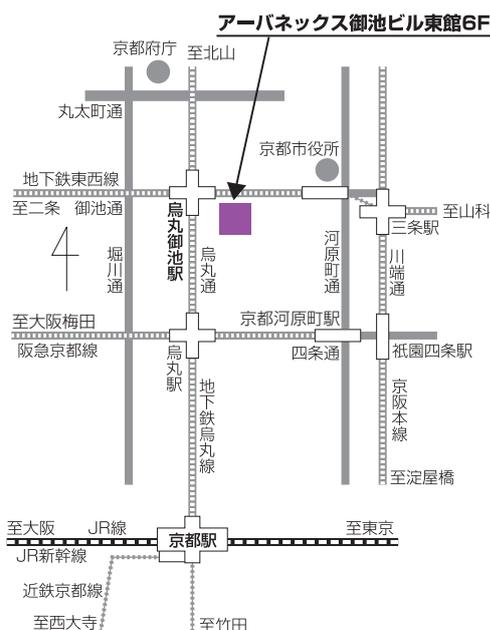
おかげ様で御池総合法律事務所は30周年を迎えることができました。法律事務所が置かれた環境も時代とともに変わっていきますが、曲がりなりにもここまで続けてこられたのは、応援して下さいの皆様、私達に関わり支えて下さる皆様のおかげであり、深く感謝申し上げます。

今回の燦は30周年記念号としました。お忙しい中、寄稿いただいた皆様、ありがとうございます。これまでの歴史を年表の形で振り返り、過去から未来を展望する座談会と、事務所メンバーからの寄稿を中心にし

て、私達自身も当事務所の30年とこれからの改めて考え直す機会としたいと思えました。記念誌としては中途半端なものでつまらなく思われるかもしれませんが、お時間の許す範囲でご一読いただき、忌憚のないご意見、要望、ご指導など賜れば幸甚に存じます。

これからも当事務所は、社会のフェアネスの実現と、専門的かつ総合的な法的サービスを提供できるよう、研鑽を積み、奮闘して参ります。どうぞ引き続きお引き立てのほどよろしくお願い申し上げます。

事務所へのアクセス



京都市市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

「燦」の由来

弁護士バッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はSUN(太陽)にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。(創刊号巻頭言より)



御池総合法律事務所